

戦時金融統制の一考察

——臨時資金調整法の成立と初期の運用——

麻 島 昭 一

目 次

1. はじめに
2. 臨時資金調整法の制定とその運用
 - 1) 制定の経過
 - 2) 同法の意義と内容
 - 3) 第72帝国議会での論議——委員会の構成と発言内容
 - 4) 同法の運用ルール
 - (1) 2つの委員会
 - (2) 準則の内容
 - (3) 自治的調整の方法
3. 臨時資金審査委員会の運用
 - 1) 委員会の審理案件の概要
 - (1) 委員会の開催
 - (2) 審理案件の種類と数
 - 2) 不認可案件の検討
 - 3) 会社別の検討
4. むすび

1. はじめに

筆者はかねがね戦時体制下の財閥企業の事業展開に関心を持ち、また戦時金融における資金需給、特に金融機関の資金吸収とその運用に興味を持ってきた。ここでいう戦時は、第二次世界大戦とっていいが、わが国については1937（昭和12）年7月開始の日中戦争期、さらに1941年12月開始の太平洋

戦争期から1945年8月敗戦までの期間を指す。この時期の金融は、曲がりなりにも自由主義経済を基調とするそれ以前と比較して、統制経済を基調とする「戦時金融」と呼ぶに値する異常な内容を持っている。「満州事変」を引き起こし、日本資本主義は準戦時体制へ移行し、さらに日中戦争で戦時体制に移行するが、本稿で対象とする臨時資金調整法はまさに戦時体制立法の走りとして先駆したのである。同法は1937年9月に制定されたが、それ以後続々と戦時統制立法があり、金融面だけでなく、経済全般が雁字搦めに拘束されていったことは周知の事実である。

しかるに現在の研究史では、近年ようやく戦時期についての解明に着手されたとはいえ、まだ歴史的に「統制経済」の究明は不十分であり、特に「金融統制」の実態となると手薄と思われる¹⁾。なるほど原朗「資金統制と産業金融」（『土地制度史学』34号、1967年1月）が先駆的に「資金調整法とその施行実績」を紹介し、同法を統制法令の中核となし、以後の資金統制の根幹法規と位置づけ、「この法律の核心が『不急産業』に対する資金供給を抑制し、『時局産業』に融資を集中させて、与えられた枠内での資材配分と産業構成の変化を目標とする産業別の次元での質的な差別を行う特殊な金融統制」と規定し、「日華事変期に関する限り総動員法よりも重要である」と評価した。そして「当初の目的に限っていえば、その効果は十分に上がった」と判断したが、「資金を重点的に配分された時局産業において、意図されていたような生産力拡充という本来の目的を達し得たかどうかという点に関しては、その効果は甚だ疑わしい」とコメントした（70～3頁）。その後、山崎志郎「戦時金融統制と金融市場」（『土地制度史学』112号、1986年7月）、同「日本銀行と資金統制」（伊牟田敏充編『戦時体制下の金融構造』日本経済評論社、1991年）は同法と運用実績に触れているが簡単であり、岡崎哲二「第2次世界大戦期の金融制度改革と金融システムの変化」（原朗編『日本の戦時経済』東京大学出版会、1995年、第3章）も「2 臨時資金調整法と初期の金融統制」と題して同法の概要を紹介し、重点産業に有効に資金を集

中する効果を果たしたという先行研究を踏まえて、「(同法の) 実施がそれ以前の資金配分をどのように変化させたかに着目して……(同法の) 機能に関する簡単なテスト」を行って初期の効果を追認し、かつ次第に有効性を失って行く事情も明らかにした。制度的説明は『昭和財政史 11巻金融(下)』に「2 臨時資金調整法による設備資金の調整」(47頁以下)があり、『日本銀行百年史』第4巻も自行の立場から同法の運用について触れている。

本稿は、原・山崎・岡崎諸氏の通説に異を立てるものではない。しかし同法の重要性については多くで言及されていても、その実像となるとあまり明確ではないように思われる。本稿の課題は、同法の立法過程を検証し、運用の仕組みを考察し、具体的な運用実態を解明することにある。

実は、「金融統制」の実態解明には、当然のことながら実証可能な資料が必要であるが、筆者もその入手に難儀していた。たまたま、国立公文書館において別目的で作業している過程で、本稿の分析材料となった「臨時資金審査委員会」の記録を発見した²⁾。それは後述のごとく、臨時資金調整法の運用のために設置された委員会であって、審理対象となった案件(企業から申請された具体的内容が表示されている)が、限定された時期ではあるものの、網羅的に記録されている。すなわち、対象案件を分析すれば、同法が拘束した経済行為を直接的に解明できることを意味し、金融統制の実態を明らかにしえよう。もちろん対象案件の記載時期は、同法運用の最初というべき第1回(1937年10月1日)から、第46回(1938年12月26日)までに限定されている。同法は、敗戦まで運用され続け、しばしば改正をみているから、本稿が臨時資金調整法運用の全貌とはいえないことはいうまでもない。しかし今後第47回以降の記録が発掘されない限り、本稿の分析だけでも十分に意味を持つと考えられる。

1) 戦時金融の具体的な姿を提示しているものに、指定金融機関制度や、共同融資、命令融資などがある。前者は『日本金融史資料 昭和編』第34巻に企業

名とその指定金融機関が詳細に列挙されている（402～20頁参照）。また、『日本興業銀行五十年史』も第3篇第3章で戦時金融の諸相を記載している。

- 2) 公文書館での資料番号は2 A 36⑩1022～4「臨時資金審査委員会関係書類」である。

2. 臨時資金調整法の制定とその運用

1) 制定の経過

臨時資金調整法は第72帝国議会において昭和12（1937）年9月5日衆議院で審議開始され、同月9日貴族院で審議終了、成立し、法律第86号として10日付で公布された。

同法の一部施行（第11条の規定）が勅令第492号として同年同月14日付で公布され、翌日施行、さらに同法の一部施行（第11条以外の規定）が勅令第526号として同月25日付で公布され、27日施行された。第11条とは「資金使用ノ調整ニ関シ重要ナル事項ヲ調査審議スル」臨時資金調整委員会の設置に関するもので、同法運用の基準等を早く決定するために委員会設置規定をいち早く施行したものである。そして同法施行令を勅令第527号として、同法施行細則を大蔵、農林、商工省令として、いずれも同月25日付で公布し、27日施行した。また、臨時資金調整委員会官制を勅令第498号として同月16日、臨時資金審査委員会官制を勅令第536号として同月27日公布し、いずれも即日施行した。

早速に設置された臨時資金調整委員会は、「事業資金調整標準ニ関スル件」「事業資金調整標準」を同月21日に決定し、臨時資金審査委員会は10月1日から審査を開始している。

以上のごとく同法はきわめて短時日のうちに制定され、その後の諸手続も迅速に進められたことに注目する必要がある。同法の審議開始から運用開始まで、1カ月もかけていないことは、異常な早さであって、まさに政府のペ

ースで一氣に実現されたというべきであろう。

2) 同法の意義と内容

それでは臨時資金調整法は、いかなる意義と内容を備えた法律であったか。衆議院の特別委員会の冒頭、賀屋興宣蔵相が提案理由を次のように説明したが、これによって全体像が知られる¹⁾。

「本法案ノ趣旨ハ要スルニ今回ノ支那事変ニ関聯致シマシテ、物資及ビ資金ノ需給ノ適合ニ資スル為メ、事業資金ノ使用ヲ調整シ、又是ガ供給ノ途ヲ開クト共ニ、国民ノ貯蓄ヲ奨励スル方法ヲ講ジ、又資金調整上資料ノ精確ヲ期スル為メ、政府ニ於テ金融上ノ調査及ビ検査ヲ為シ得ル権限ヲ得ントスルモノデアリマス」

さらにその方法として「新規ノ固定投資ニ適當ナル調整ヲ加ヘ、資材及ビ資金ガ国防其他時局ニ緊切ナル方面ニ向ヒ、他ノ方面ニ向ハザルヤウニ致スノガ適當」とし、「此事ハ兼ネテ今後増発セラルベキ公債ノ消化ニ付テモ有効ナコトデアル」と述べた。

具体的には「金融機関及ビ証券業者ニ対シテハ、一定額以上ノ固定設備ニ使用セラル、資金ノ貸付ヲ為シ、又ハ社債其他ノ応募引受ヲ為サントスルトキハ政府ノ許可ヲ受ケシムルコトトシ、又一定額以上ノ資本ノ会社ヲ設立シ、又ハ会社が増資未払込株金ノ徴収、合併、目的変更等ヲ為スニ付テハ、原則トシテ政府ノ認可ヲ受ケシムルコト」とした。そして「本法ニ依ル資金調整ハ固定ノ事業設備ニ要スル資金ヲ目的トスルモノデアリマシテ、事業ノ運転資金、其他短期ノ流通資金ニ付テハ何等是ト関係ノナイコト」を強調した。

ただし民間金融機関による自治的調整の方法も残した。すなわち「金融機関等ガ貸付又ハ有価証券ノ引受等ヲ為スニ付キマシテ、政府ノ適當ト認ムル方法ニ依リマシテ其方針通り自治的ニ調整ヲ致シマスル場合ニ於キマシテハ、之ニ対シ一々許可ヲ受ケシムル必要ガナイト認メマスルノデ、斯ノ如キ場合ニハ許可ヲ要シナイ」ことにし、「實際ニ於テハ此自主的調整ニ依リ本法ノ

趣旨が実行セラル、コトヲ期待致シテ居ル」と述べた。

現実に資金統制をおこなうには一定の基準を設定し、個別案件への認否の判断が必要である。そのことについて次のように説明した。

「資金ノ調整ヲ行フニ付キマシテハ、各種事業ノ種別ニ依リ、資金ヲ廻スベキ事業ト然ラザルモノトノ区別ノ標準ヲ定メマスルコトガ基礎トナルモノデアリマスルカラ、政府ハ是ガ決定其他本法ニ関スル重要ナル事項ヲ調査、審議セシムル為メ、関係官庁官吏ノ外、産業界、金融界ノ権威者、其他ノ学識、経験アル者ヲ以テ組織スル委員会ヲ設置致シマシテ、本法運用ノ大綱ノ決定ニ付キ遺漏ナキヲ期スルト共ニ、個々ノ許可又ハ認可ニ関スル処分ニ付テモ、事案ノ重要ナルモノハ別ニ設クル委員会ニ付議スルコトニ致シテ居リマス」

運用基準や方針の決定を臨時資金調整委員会に任せ、個別案件の審査は臨時資金審査委員会に任せる趣旨である。そして「許可又ハ認可ニ関スル事務ハ、金融界ノ実務ニ習熟セル日本銀行ヲシテ之ヲ取扱ハシムルコト」にしたのである。

さらに、同法の資金供給面については次のように述べた。

「必要ナル事業資金ノ供給ニ付キマシテハ、一般ノ金融機関ノ機能發揮ニ俟ツノ外、此際特ニ日本興業銀行ノ興業債券発行限度ヲ5億円ダケ拡張致シ、此分ニ付キマシテハ政府ガ元利支払ヲ保証スルコトト致シ、又金資金特別会計所属ノ資金ヲ興業債券ニ運用スル途ヲ開キマスルト共ニ、一面時局ニ緊要ナル事業ヲ営ム会社ハ、政府ノ許可ヲ受ケマスル時ハ株式金額払込前資本ヲ増加シ、又ハ払込株金額ノ2倍マデ社債ヲ募集シ得ルコトト致シ、現在国家的ニ必要ナル事業ノ資金調達ヲ容易ナラシムルコトト致シタ」

同法は事業資金の運用制限の側面と事業資金の供給増加の側面を含んでいるが、本稿の目的が臨時資金審査委員会の考察に焦点を置いているので、上記の供給面の問題はこれ以上立ち入らない。

そして蔵相の説明にあった統制の対象とする「一定額」は、臨時資金調整法施行令によって、次のように設定されたのである。

第1条 貸付制限 1口10万円以上（複数口で10万円以上の場合も含む）

第2条 証券の応募・引受・募集取扱 10万円以上

第4条 設立認可 資本金50万円以上の会社

第5条 資本増加・合併・目的変更 資本金50万円以上の会社（資本増加・合併で50万円以上となる場合を含む）

- 1) 「帝国議会議事速記録中金融資料4」（『日本金融史資料 昭和編』第16巻）所収の「衆議院 支那事変ニ関スル臨時軍事費支弁ノ為公債発行ニ関スル法律案外四件委員会議録（速記） 第1回 昭和12年9月5日」560～1頁。

3) 第72帝国議会での論議——委員会の構成と発言内容

臨時資金調整法案は「支那事変ニ関スル臨時軍事費支弁ノ為公債発行ニ関スル法律案」「臨時軍事費特別会計法案」「外国為替管理法中改正法律案」（1件は省略）と一括されて、昭和12（1937）年9月5日衆議院の本会議に上程され、同日夕刻から「支那事変ニ関スル臨時軍事費支弁ノ為公債発行ニ関スル法律案外四件委員会」の審議が始まり、6日は朝から夜まで審議、7日午後に可決、直ちに本会議にかけ、付帯決議をつけて原案通り可決された。送付を受けた貴族院では、同日本会議にかけ、「支那事変ニ関スル臨時軍事費支弁ノ為公債発行ニ関スル法律案特別委員会」がその夕刻から審議に入り、翌8日午前・午後の審議の結果、午後2時に可決、直ちに本会議に上程され、原案通り可決された。合計5件の審議期間は、衆議院で正味2日間、貴族院で正味1日間という短さである。

まず、衆議院本会議では冒頭の賀屋興宣蔵相の趣旨説明に続いて、政友会から桜内幸雄¹⁾と大口喜六²⁾、社会大衆党から片山哲³⁾が質問に立ったが、桜内は「其統制法ノ実行如何ニ依ッテハ金融界ヲ恐怖セシメ、事業資金ノ濶

渴ヲ来シ、経済界ヲ萎靡不振ニ陥レ、国民生活ヲ脅威スルニ至ルノデアラカラ、……其運用ニ付テハ特ニ戒心ノ要アリト思フ」(551頁)というに止まり、労働側代表というべき片山は「戦時体制下ニ於キマシテ先程提案セラレマシタ経済諸立法ヨリモ、真先ニ、筆頭ニ国民生活ヲ保障スルト云フ立法ヲ何故提出シナカッタカ……此統制経済立法ニ依ツテ犠牲ヲ受ケツ、アル国民大衆ニ対シテ、何等カノ経済対策ヲ樹テルト云フコトハ、目下ノ急務デアル」(556～7頁)といったが、政府側は通り一遍の答弁で、臨時資金調整法に対する強い批判にはならなかった。のちの特別委員会で強硬に自己主張を続けた森田福市委員⁴⁾から比べれば、片山、桜内委員らのトーンは何と弱いことか。

それでは特別委員会での質疑をみよう。すべてを整理する余裕はないので、筆者の関心事に引き寄せて幾つかの論点を挙げることにしよう。

第一は、同法制定を急ぐことへの疑問である。森田委員は次のように発言した。

「臨時資金調整法案ト云フヤウナモノガ、此短期ノ議会ニ、而モ質問ノ時間マデ束縛サレルヤウナ議会ニ御提案ニナラネバナラヌ程、国内資金ノ調整ニ迫ラレテ居ルカドウカト云フコトニ付テハ、私ハ多大ノ疑問ヲ持ッテ居ル……、此法律ヲ作ラレルノガ短期デアツカラシテ、十分ニ御考ニナッテ居ラヌヤウニモ思ハレルノデアリマスガ、併シ一旦法律トナッテ公布ニナツタナラバ、殆ド事業界ハ此臨時資金調整法ニ束縛サレテ手モ足モ出ヌヤウニナッテ来ル、……アトノ四ツハ私ハ必要已ムヲ得ヌモノダト思ヒマスガ、併ナガラ此臨時資金調整法ニ付テハ、私ハマダドウダラウカト云フ頭ヲ持ッテ居ル」(573頁)

「私ハ率直ニ申上レバサウ緊急ニ迫ッテ居ルモノトモ思ハレズ、又ドサクサ紛レニスウ云フヤウナモノニ直グニ協賛ヲ与ヘテシマフコトハ、私ハ結果ガドウカト非常ニ心配シテ居ル」(575頁)

前述のように審議期間が短いことは森田の反発を呼び、彼は法案の緊急性まで否定している。

第二は、同法の適用基準を巡ってである。口火はまず森田委員から切られた。

「一体是ハ財界ニ大キナ変革ヲ来ス法律デアリマス、是ハ何ト云ツテモ従来曾テ無カッタコトヲ作ル、根本ノ変革ヲ来ス法律ヲ作ルノニ、黒蓋デ賛成シナケレバナラヌノデス、黒蓋トハ許可スル事項モ分ラズ、許可セザル事項モ分ラズ、法律ヲ制定シテモ悉クソレヲ勅令ヤ省令ヤ、或ハ今後民間ト一緒ニ作ルベキ委員会ナドニ其権限ヲ讓ツテシマツテ、吾々此法律ニ協賛ヲ与ヘル者ハ悉ク分ラナイ裡ニ賛成ヲシナケレバナラヌ」(573頁)

森田は、議会での法案審議を軽視する政府のやり方そのものを非難したが、同趣旨の疑問は他委員にもあり、たとえば中島弥団次委員⁵⁾は基準について「政府ハ原案ガナイノデアリマスカ、民間ニ於テモ非常ニ此点ニ付テ迷ツテ居リマシテ、早く聴カセテ安心ヲ与ヘル必要モアル」(570頁)と述べて、内容を明らかにすることを要求した。これに対して太田政孝政府委員(大蔵官僚出身の代議士)⁶⁾は、概略を次のように説明して済ませようとした。

「第一ニドウ云フ事業ニ金ヲ振り向ケラレルカト云フ原則ニ付キマシテハ、国防ニ直接関係アル産業、及び是ト最モ密接ナル関係ニアル基礎産業デアツテ、生産設備ノ不足セルモノ及び近キ将来ニ於テ需要ガ激増シ、其結果生産設備ノ不足トナルベキモノ、之ニ対シマシテ第一ノ種類ノモノヲ決メヨウ、……第二ニ……生産力ノ過剰ナル事業、贅沢品、奢侈品、其他当面国家全般ノ見地カラ見マシテ必要ノ薄イ物品ノ製造業、尚ホ此際トシテ不急不要ト認メラレル事業ニ付キマシテハ、之ヲヤラナイヤウニ致シタイ、斯ウ云フ二種類ニ決メテ行ツタト致シマシテモ、……キチント当嵌メ難イ問題モアリマス、ソコデサウ云フ第三ノ種類ニ付キマシテハ、国防トノ関係、国際収支改善トノ関係、其他ノ色々ノ事情ヲ考ヘマシテ其モノヲ決メテ、ソレハドチラカト言ヘバ第一種ノ方ニ振り向ケル態度ヲ取ツテ居ル」(571頁)

森田委員はこの抽象的な説明に満足せず、準備が出来ぬままに上程するの

はおかしいと追求した。太田政府委員は「原案が準備トシテナイノデハゴザイマセヌ、唯ソレヲ発表スルコトガ宜イカドウカト云フコトハ、委員会ニ於ケル決議ニ譲ルノガ私共トシテ至当デアル、俗ニ申ス役人独り決メノヤウナ考ニ於テ此事業ヲ示スコトハイケナイ」(574頁)と弁解し、準備委員会で原案を持っていることを明らかにした。森田はさらに、設置される委員会には相談するが、法律の審議に当たる議員には発表しないということか、とまで食い下がった。中島委員も発表を要求し、原案の提出をめぐる揉め、速記を中止してまで蔵相と交渉し、結局、ひとまず口頭で業種を読み上げることで折り合ったのである(581頁)。

第三は、同法が固定資金の調整に限定することへの実効性を疑問視している点である。すなわち、中島委員は次のようにいう。

「概念トシテハ流動資本ト固定資本ハ能ク分ルガ、具体的ノ實際ニ付テ考ヘマスト、何処ヘ持ッテ行ツタカ分ラナイ、自治的調整ノ場合ニ於キマシテハ、殆ド此自治的調整ヲヤレナイ、何ニ貸シタカ分ラヌト云フ場合ガ往々アル、サウナルト法ノ目的ハ達セラレナイ……實際ハ短期デ借りテ置イテソレヲ長期ノ方ニ使用スル……自治的ニ調整ガ出来ルカ、是ハ疑問デアル」(569頁)

太田政府委員も流動資本と固定資本の区別が実際には困難であることを認め、「本当ニ設備ニ使ッテ居ルカドウカト云フ点ニ付テ調べテ見ル手段ヲ執ッテ、法ノ目的ヲ達シタイ」(569頁)と答えたが、これには同法の第16条の「関係者ヨリ報告ヲ徴シ又ハ帳簿其ノ他ノ検査ヲ為スコトヲ得」が関連してくる。

多数の会社重役を兼ねる民政党の堀内良平委員⁷⁾は、報告はまだしも検査可能規定に対し「ドウシテ斯ウ会社ナドヲ何カ盗人扱ヒノヤウニスルノデアリマセウカ、……会社ニ取ッテハ非常ニ迷惑……ノコトデアルノミナラズ、会社ニハソレゾレ秘密モアル、悪イ事ヲシテ居ル秘密デハナイ、商略モアレバ、総テノ会社ニ計画モアル、他人ニ発表シテハナラヌコトガ多々アルノデ

アリマス、……役所カラ検査ニ来ルヤウナ低イ役人が、矢鱈ニ帳簿其他ノ検査ヲドンドンヤラレテハ堪ラナイ」(617頁)と民間会社の代弁をし、なぜ検査可能規定を置いたのかと質した。関原大蔵省理財局長は「私共ノ見込デハ報告ヲ徴シテ大部分ノ目的ヲ達スルコトデアラウト考ヘテ居リマスガ、念ヲ入レテ……此処ニ書イタ」とし、他の法律にも例があると答えたが、堀内は報告で足りるというのに検査規定まで置くから民間に脅威を与えるのだと批判した(618頁)。要するに、同法は検査規定を置いて民間に圧力をかけ、間接的な強制を狙ったのである。

第四に、法案の自治的統制についても疑問が出された。たとえば中島委員は金融業者の利己的行動を理由に懐疑的であった。「……弗買ヲヤツタコトモ御承知ノ通りデアリマス、昭和二年以来ノ金融界ノ大恐慌ハ誰ガ火ヲ付ケタカ、ヤハリ金融業者自ラガ火ヲ付ケタノdeal、非常ニ『エゴイスト』デ、所謂個人主義deal、庶民階級ハ調整セラレテ行ッテ、一生懸命国家ノ為ニヤツテ居ルノニ、資本家ダケハサウ云フコトヲ言ウテ居ル、之ニ対シテ果シテ政府ハ所謂此自制一任グラキノ程度デ任セラレルカドウカ」(570頁)と。

また、労働側代表というべき社会大衆党の河野密委員⁸⁾は、統制必要論の立場から政府の方針が生温いと批判する。「自主的統制ニ依ッテ此目的ヲ達成スルコトガ出来ルト致シマスルナラバ、何ヲ苦ンデ此臨時資金調整法ヲ出スコトガ必要dealカ、自主的統制ガ不可能dealト云フコトdealカラコソ、私ハ臨時資金調整法ト云フヤウナ、統制ヲ強化シタモノヲ出スコトガ必要dealト思フ……大蔵大臣ノ考ヘ方ハ極メテ動揺ヲシテ居ル」(612頁)

多数の会社重役を兼ねる政友会の武田徳三郎委員⁹⁾も同趣旨で、「軍需工業動員法ガ発動サレルト云フ其精神ト、此統制ニ自治ヲ認メルト云フ精神トハ、私ハドウシテモ相容レナイモノデハナイカト思フ……大蔵大臣ハ最モ今日ノ経済界ニ勢力ノアル金融資本家ノ意ヲ多少迎ヘルヤウナ意味ガ此間ニアルノデハナイカ……詰リ名ヲ自治ニ藉ッテ事実ハ政府自身ガ統制シタト同ジコトヲ行フニアラズンバ、此法ノ目的ハ結局ハ実行サレナイト思フ、……斯

様ナ自治統制ヲ行フト云フヤウナコトハ、洵ニ私ハ其觀念ニ於テ矛盾スルノミナラス、實際ノ運用ニ於テ甚ダ支障ヲ来シハシナイカ」(616頁)と質した。

これらに対して蔵相は、自主的調整といっても全部業者に任せるのではないこと、法律という権威が必要であること、しかし「一々政府へ持つて来て、政府ノ判ヲ捺シテ役人ガ返スト云フコトデナク、此趣旨ガ実行サレレバ、目的ヲ達シテ、而モ円滑ニ行ク所以デアリマスカラ、出来ルダケソレニ依リタイ」(613頁)と突っぱねている。

さらに政府の態度を弱腰と決めつけ、統制強化論を主張する者もあった。すなわち、代議士になりたての馬場元治委員¹⁰⁾は「調整」という言葉を使うのは「オッカナビックリ」の態度に見え、「ヨリ強化サレタル全面的ナ人的竝ニ物的ノ国力全体ヲ綜合スルヤウナ統制ヲ必要トスル」という立場から、「小出シノザリ押シノ方策ヲオ執リニナルヨリモ、寧ろ此際ニ於テ国家総動員ノ法制ヲ制定ニ相成リマシテ、時勢ノ如何ニ順応シテ、極メテ伸縮自在ナル融通性ノアル動員法ヲ、其時々々ノ情勢ニ応ジテ緩厳宜シキヲ得ルヤウナ運用ヲナサルコトガ一番適当ヂヤナイカ」(620頁)と述べたし、技術者出身の小池四郎委員¹¹⁾も政府の態度を「憶病」とし、「営利事業ニ従来カラ慣レ切ッテ居リマス金融業者ガ、従来ノ態度ヲ此際一変シマシテ、国策遂行ノ線ニ遺憾ナク協力スルモノトハ中々考ヘラレナイト私ハ思フ、……資金統制ノ中心ヲ二ツニ分ケルト云フヤウナ、遠慮勝チナ曖昧ナ態度ハ、断ジテ吾々ハ與スルコトハ出来ナイ」(627頁)という。

第五に、設置される委員会の構成については強い意見が出された。主として臨時資金調整委員会についてである。

弁護士出身で民政党の作田高太郎委員¹²⁾は形式的な委員人選を批判しているが、実業界とは無関係だからこそいえることで、当時の実情を示すものであろうか。すなわち、「(鍊達堪能の士というが)三十ヤ五十モノ会社ヲ掛持シテグルグル廻ッテ居ル、其間ニ碁将棋ナドヲスルヤウナ人ニ委員ニナッテ貰ツタ所ガ、盲判ヲ御捺シニナルダケノ話、ソレカラ役所ノオ役人諸君ニ

委員ニナツテ貫ツタ所ガ、グルグル廻リヲシテ、所管事務モアリマセウカラ、サウ云フヤウナ方々デ委員ノ形式ヲ繕ラフト云フコトハ、結局実益ガナイ……業界ニ居ル若イ課長位ノ所ヲ選抜シテ、毎日出ルヤウニスル」(602頁)と。

肝心の委員会構成については、中島委員が質問したにもかかわらず腰砕けだったので、森田委員は再度「貴衆両院議員合セテ過半数ヲ採ル考ガアルカ」と質問している。蔵相は考えていないと答弁したが、森田委員はなおも「従来ノ委員会ノ例デ見ルト、大体過半数ハ民間側ノ方デナク政府ノ側ガ多イ……(民間事業家は政府から許認可を受ける立場なので思ったことをいえず)意見ヲ率直ニ言フ者ヲ集メテ行クノニハ、貴衆両院カラ過半数ヲ採ル方ガ宜イ」(589～90頁)と主張した。蔵相は「此構成ハ政府デナク民間ヲ過半数ニスルト云フコトハ考ヘテ居リマス、併シ専門的知識ヲ重要トシマスノデ、……貴衆両院ノ方(は)寧ロ過半数デハナイト思ヒマス」と過半数希望を否定した(590頁)。

しかし新聞記者出身で民政党の川崎克委員長¹³⁾は、委員会の最後の頃に、〈過半数を民間としその中に議員と事業家を含む〉という政府答弁に満足せず、「官吏ガ三分ノ一、貴衆両院議員ガ三分ノ一、事業家ガ三分ノ一」でどうかと注文を付けた(623頁)。蔵相もさすがに三分の一づつの方向で努力することを約束せざるを得なかった(624頁)。議員たちは政府の態度に満足せず、この点は後述のように民間委員3分の2要求の形で付帯決議に含められた。

また、川崎委員長は、本会議における委員長報告の中で、同法審議の中で二つの流れがあったことを指摘したが、この点は重要である。すなわち、一つは「金融界ガ非常ニ恐怖ニ脅エテ居ルヤウナ場合ニ、斯様ナ立法ヲ為スコトハ甚ダ宜シクナイ」という反対論、もう一つは「政府ノ何故ニ斯ウ云フ機会ニ統制ヲシナイカ、……是デハ後退ヲシテ居ルデハナイカ」という統制強化論であり、「政府ノ答ハ、丁度此両方ノ主張ノ真中ヲ行クモノ」と整理している(630頁)。徳田や馬場と共に、河野や小池など労働側の委員が統制強

化論に立って、政府の弱腰を批判していたのが印象的である。

民政党前田房之助、政友会横川重次、第一議員倶楽部小池四郎、社会大衆党河野密、第二控室中原謹司、東方会馬場元治がそれぞれを代表して賛成演説をおこない、委員会は原案のまま付帯決議をつけて満場一致で可決、本会議でも異議なく可決されたのである。付帯決議の内容は次のごとくであった(631頁)。

「一、政府ハ本法ノ重大性ニ鑑ミ之カ運用ニ当リ民心ノ萎縮産業ノ衰退等国民経済ニ悪影響ヲ及ホササルヤウ最善ノ注意ヲ為スト同時ニ現下ノ極端ニ梗塞セル金融状態ヲ打開スル為迅速且適切ナル方途ヲ講スヘシ

一、政府ハ本法ノ重要性ト勅令委任事項ノ多キニ鑑ミ本法ニ依ル臨時資金調整委員会ノ組織及委員ノ人選ニ付特ニ注意シ且民意ヲ代表スル者竝ニ民間ノ学識経験ニ富メル者ヲ三分ノ二以上委員トシテ選定スヘシ」

次に、貴族院ではどうであったか。衆議院より一層短期間の審議で、批判的な質疑はほとんどみられない。衆議院で出なかった幾つかの論点をみよう。

第一は、証券業者の野村徳七委員¹⁴⁾が同法施行前に払込を決議した例を持ち出し、その場合にはどう取扱うのか、いわば経過措置を質問したことである。蔵相は次のように説明した。

「普通ノ考ヘデ非常ニ必要ガ起ツテ計画サレタモノヲ、法律ガ出タカラ其ノ途中カラ打切ルト云フヤウナコトハ致シタクナイ」「法律ガ出ルカラ其ノ先廻リヲシテヤッテ置カウ、……取止メテ貰ヒマシテモ、非常ナ支障ヲ生ズルト云フ訳デモナイ、……国家的ニ考ヘレバソコニ金ガ行キ、色々物資ガ消耗サレルト云フコトハ甚ダ工合ガ悪イト云フヤウナコトガアリマスレバ、場合ニ依リマシテハ考ヘ直シテ貰フト云フコトモアルカモ知レマセヌ」(642頁)

要するに、政府の方針に反する場合は許可しないということであろう。

第二は、統制の行く末についてである。川村竹治委員¹⁵⁾は統制必要論に立ちながら、「今後経済機構ガ統制ヲ行フト云フコトニナレバ、……段々ニ

統制ヲ行ハナケレバ其目的ヲ達セヌト云フコトニ至ルノ虞ガアル……一体ドコ迄統制ヲヤラレルカ、ドウ云フ根本思想デ御ヤリニナルノカ」(646～7頁)と質した。蔵相は「成ルベク理屈ニ拘泥シマシテ統制ノ範圍ヲ拡メルト云フコトハ避ケ、必要ナル限度ノ所迄行キタイ、……衆議院等ニ於キマシテモ色々役人ガ何カ『イデオロギー』ヲ以テ、斯ウ云フ際ニソレヲ持出シテ見ヨウ、斯ウ云フコトガアルノデハナイカト云フ御尋ガアリマシタガ、……所謂『ファッショ』デアルトカ、共産主義デアリマストカ、サウ云フヤウナ考デナク、現実ノ必要、不必要ヲ見テ定メテ行ク外ハナイ」(647頁)と答えている。一見現実論であるが、別言すれば必要によればいくらでも統制を強化する可能性を示唆しているといえよう。

第三に、適用範囲についての細かい質問が若干あった。すなわち、野村徳七委員から修繕減価償却による設備の補充、個人が自己資本で設備新設拡張などやる場合を質問し、関原政府委員からいずれも適用外との回答を得、さらに10万円以内が不適用では、事業によっては改良拡張がかなり出来るので尻抜けにならないかと質したのに対し、全部適用では「徒ニ手数ガ複雑ニナツテ、而モソレ程ノ効果ガナイ」から10万円位の線引きが妥当という趣旨が答えられている。また、証券会社には自己資本・借入金による手形売買や、社債前貸があるが、適用されるかと質したが、証券会社には不適用の答えを得ている(654～5頁)。

森平兵衛・大河内輝耕委員¹⁶⁾からも国際収支貢献と内需抑制との関係について疑問が出された。すなわち、ホテルや紡績は国際収支に貢献するにもかかわらず不許可業種に分類されている理由である。蔵相はホテルについて「非常ニ宏壮ナ立派ナモノヲ造リマシテ、能ク計算シテ見ルト、先ニハ大変宜イケレドモ、差シ向キ宜クナラヌト云フ、サウ云フ点ガ国際収支ニ関スル考ヘ方ノ實際問題トシテ非常ニ分リニクイノデアリマス、標準ハ實際ノ時ノ具体的ノ判断ニ譲リタイ」(650頁)と不得要領であった。そのため大河内は「ホテルはよくて、紡績はダメ」と解釈し、紡績も輸出産業なのになぜダメ

かとただしているが、太田政府委員は輸出産業ではあるが、「現在ノ設備其ノ他ガ相当ノ程度ニ達シテ居ルトカ、或ハ操業短縮ノ状況ニアルトカ、色々ノ点ヲ考慮シテ決メタイ意味」(658頁)と述べている。政府の言い分は、軍需関係、国際収支貢献を選別基準としながらも、いずれかに合致すれば許可するという単純な方針でなく、軍需関係に資金を動員することが最優先であって、国際収支に貢献しても目先民需拡大につながって、軍需優先に支障があれば抑制するということのようなのである。したがって審査委員会で個別案件を具体的に検討することになるが、その裁量次第で認否が決まる訳で、外部からは基準が曖昧、不透明な処理と映ずるであろう。

貴族院の特別委員会では、結局白熱した応酬もなく、最後に菅原通敬副委員長が「内容ニ付テ精細ニ吟味致シマシタナラバ、種々ナル議論ノ余地モアルト思ヒマス、サリナガラ……時局ノ急ナルニ鑑ミ、何等ノ修正ヲ加ヘズ、原案ニ賛成」を述べ、森委員も運用に慎重を望みつつも賛成し、全会一致で通過(660頁)、本会議も何の異論も出ず可決したのである。

- 1) 桜内幸雄 明13生、早稲田大学理工科卒、琴川電気、出雲電気社長ほか兼職多数、大9代議士(立憲民政党、島根選出、昭6幹事長)、第二次若槻内閣商相、同党総務、雲電証券(監)、出雲製織(相)
出所は「人事興信録」第11版(昭和12年3月)。以下の人物も特に別記しない限り同様であるが、⑬は第13版を指す。
- 2) 大口喜六 明3生、東京帝大薬学科に学び薬剤師、のち実業界に転じ矢作水力、豊橋電気、東京化学工業の重役、豊橋市会議長、豊橋市長、豊橋商業会議所特別議員、明45以来代議士(政友会、愛知選出)、昭2田中内閣大蔵政務次官
- 3) 片山哲 明20生、東京帝大法科卒、弁護士、昭5代議士(社会大衆党)
- 4) 森田福市 明23生、日大、広島県多額納税者、大14貴族院議員、昭7代議士、広島市会議員、県会議員、同副議長を経由、広島商工会議所顧問、森田工業、広島水産社長、昭和興信、日東セメント、川崎製油所(取)
- 5) 中島弥団次 明19生、東京帝大法科卒、青森県属、専売局書記、参事官、副参事、参事、蔵相秘書官、首相秘書官、浜口民政党総裁秘書、鉄道参与官、

昭11大蔵政務次官，代議士（立憲民政党，東京選出）

- 6) 太田政孝 明19生，東京帝大法科卒，副司税官，税関副事務官，板橋税務署長，神戸税関総務課長，大蔵主計官を歴任，大12経済学博士，昭5代議士（立憲政友会，静岡選出），報知新聞社副社長，大蔵参与官を経て内閣調査局参与，著述業
- 7) 堀内良平 明3生，報知新聞記者，山梨県会議員，同参事会員，東京商工会議所常議員，甲州葡萄酒会社長を経て，昭11代議士（立憲民政党所属），富士山麓電気鉄道社長，日本観光，左貫金山（取），甲州街道乗合自動車（監），日本乗合自動車協会会長
- 8) 河野 密 明30生，東京帝大法科卒，東京及び大阪朝日新聞記者，同志社大学講師，日本労農党書記長，全国労働組合同盟中央委員長を経て，全日本労働総同盟副会長，日本労働組合会議副議長，昭11代議士（社会大衆党常任委員），弁護士
- 9) 武田徳三郎 明5生，和仏法律学校卒，農業，福岡日々，日本各新聞記者，高田日報主幹，関川電力重役，大9代議士（立憲政友会所属），魚沼水力電気（取），頸城鉄道，中央電気，中央電気工業，日本ステンレス（監）
- 10) 馬場元治 明35生，東京帝大法科卒，長崎市会議員，県会議員を経て昭11代議士（長崎選出）^⑬
- 11) 作田高太郎 明20生，中央大学卒，弁護士開業，昭3代議士（立憲民政党所属，広島選出），千代田毛織（取）
- 12) 小池四郎 明25生，東京帝大工科採鉱冶金卒，鈴木商店，帝国炭業木屋瀬鉱業所長を経て社会民衆党結成し中央委員，昭7代議士（福岡選出），著述業
- 13) 川崎 克 明13生，日本法律学校卒，日本新聞記者，元山時事新報主幹兼主筆，大4以来代議士（立憲民政党，三重選出），同党総務，陸軍通信参与官，司法政務次官を歴任
- 14) 野村徳七 明10生，大阪高商卒，昭3貴族院議員，福島紡績，大阪瓦斯，新大阪ホテル，福島人絹（取），松村倉庫，大阪信託（監），野村銀行（相），野村（名）代表社員
- 15) 川村竹治 明4生，東京帝大法科卒，内務・通信畑を歩み和歌山，香川，青森県知事，警保局長，拓殖局長官，内務次官，台湾総督，法相を歴任，満鉄総裁，大11貴族院議員勅選，仙台五城土地建物（取）
- 16) 森平兵衛 明7生，足袋装束商で売薬を副業とする旧家，大阪多額納税者，

大14貴族院議員，大阪商工会議所議員，日本染料製造，日本ペイント，共同信託，日本相互貯蓄銀行，日本売薬，国光製薬（取），丹平商会主，森，丹平分店各（資）代表社員ほか兼職多数

大河内輝耕 子爵（旧高崎藩主），明13生，東京帝大法科卒，大蔵官僚となり大蔵参事官，東京地方専売局長，貴族院議員（研究会所属），国産振興委員会委員

4) 同法の運用ルール

(1) 2委員会の設置

臨時資金調整法では第11条で「資金使用ノ調整ニ関シ重要ナル事項ノ調査審議」のための臨時資金調整委員会が，第12条で「許可又ハ認可ニ関スル処分ニシテ事案ノ重要ナルモノ」の審査のために臨時資金審査委員会が規定され，いずれも委員構成その他細部については官制にゆずり，その官制は勅令で公布された。衆議院で付帯決議が付くほど，前者の委員構成の構成が問題視されたが，結果は官制で次のごとく規定された。

まず，臨時資金調整委員会官制（勅令第498号，昭和12年9月15日公布，施行）では，次のように規定された。

「第1条 臨時資金調整委員会ハ内閣総理大臣ノ監督ニ属シ関係各大臣ノ諮問ニ応ジテ資金使用ノ調整ニ関スル重要事項ヲ調査審議ス
委員会ハ資金使用ノ調整ニ関スル事項ニ付関係各大臣ニ建議スルコトヲ得

第2条 委員会ハ会長1人，副会長2人及委員40人以内ヲ以テ之ヲ組織ス
前項定員ノ外必要アル場合ニ於テハ臨時委員ヲ置クコトヲ得

第3条 会長ハ内閣総理大臣ヲ以テ之ニ充ツ
副会長ハ大蔵大臣及商工大臣ヲ以テ之ニ充ツ

第4条 委員及臨時委員ハ内閣総理大臣ノ奏請ニ依リ関係各庁高等官，貴族院議員，衆議院議員及学識経験アル者ノ中ヨリ内閣ニ於テ之ヲ命ズ

第5条 会長ハ会務ヲ総理ス

副会長ハ会長ヲ輔佐シ会長事故アルトキハ内閣総理大臣ノ指名スル副会長其ノ職務ヲ代理ス

第6条 委員会ニ幹事ヲ置ク内閣総理大臣ノ奏請ニ依リ内閣ニ於テ之ヲ命ズ

幹事ハ上司ノ指揮ヲ承ケ庶務ヲ整理ス

第7条 委員会ニ書記ヲ置ク内閣ニ於テ之ヲ命ズ

書記ハ上司ノ指揮ヲ承ケ庶務ニ従事ス

実際には委員40人は、役人側15人¹⁾、貴族院議員6人²⁾、衆議院議員8人³⁾、学識経験者11人で構成され、臨時委員4人、幹事18人⁴⁾、これに正副会長3人を加えると合計65人の大世帯であった。役人側15人では大蔵・商工両省を中心に各省の次官級が並び、貴衆両院議員では特別委員会で審議に当たった議員が少なからず含まれている。しかし特別委員会で懐疑的な意見や質問をした議員は結果的には含まれていない。政府に都合の良い者を選んだのであろうか。学識経験者は、東大教授の土方成美のほかは、産業界・金融界の代表者で占められている。臨時委員は官僚1人（企画庁調査官中村敬之進）を除いて、金原賢之助（学者）、高橋亀吉（経済評論家）、今村幸男（住友信託専務）が任命され、幹事には各省の局長級がずらりと並んだ。

他方、臨時資金審査委員会官制（勅令第536号、同年9月25日公布、施行）によれば、次のように規定された。

「第1条 臨時資金審査委員会ハ内閣総理大臣ノ監督ニ属シ臨時資金調整法

第12条第1項ノ規定ニ依リ其ノ権限ニ属セシメタル事項ヲ調査審議ス

第2条 委員会ハ会長1人及委員6人以内ヲ以テ之ヲ組織ス

特別ノ事項ヲ調査審議スル為必要アルトキハ臨時委員ヲ置クコトヲ得

第3条 会長ハ日本銀行総裁ヲ以テ之ニ充ツ

第4条 委員ハ内閣総理大臣ノ奏請ニ依リ関係各庁高等官及日本銀行職員ノ中ヨリ内閣ニ於テ之ヲ命ズ

第5条 臨時委員ハ内閣総理大臣ノ奏請ニ依リ関係各庁高等官及学識経験

アル者ノ中ヨリ内閣ニ於テ之ヲ命ズ

第6条 会長ハ会務ヲ総理ス

会長事故アルトキハ内閣総理大臣ノ指名スル委員其ノ職務ヲ代理ス

第7条 委員会ニ幹事ヲ置ク内閣総理大臣ノ奏請ニ依リ関係各庁高等官及
日本銀行職員ノ中ヨリ内閣ニ於テ之ヲ命ズ

幹事ハ会長ノ指揮ヲ承ケ庶務ヲ整理ス

第8条 委員会ニ書記ヲ置ク関係各庁判任官及日本銀行職員ノ中ヨリ内閣
ニ於テ之ヲ命ズ

書記ハ上司ノ指揮ヲ承ケ庶務ニ従事ス

この委員会の顔ぶれは、委員として6人、臨時委員1人、幹事6人で会長
を加え合計14人で、前記調整委員会と比較すると少人数である。

委 員		臨時委員	日銀理事	鳥居 庄蔵
大蔵省理財局長	関原 忠三	幹 事	内閣書記官	佐藤 朝生
同 銀行局長	入間野武雄	〃	大蔵書記官	広瀬 経一
商工省工務局長	小島 新一	〃	同	迫水 久常
同 鉱山局長	東 栄二	〃	農林書記官	西村 彰一
農林省経済更生部長	小平 権一	〃	商工書記官	山本 茂
日本銀行副総裁	津島 寿一	〃	同	美濃部洋次

委員・幹事のほとんどが大蔵、商工、農林の高級官僚で、現実には日銀と
幹事が運営のお膳立てをしていたのではあるまいか。局長連が細かい内容ま
で関与していたとは考えられない。

1) 役人側15人の内訳は次の通りであった。

内務次官	広瀬 久忠	資源局長官	松井 春生
大蔵次官	石渡荘太郎	対満事務局次長	青木 一男
陸軍次官	梅津美治郎	(以上は官僚・軍人)	
海軍次官	山本五十六	大蔵政務次官	太田 政孝
農林次官	井野 碩哉	商工政務次官	木暮武太夫
商工次官	村瀬 直養		

通信次官 平沢 要
 鉄道次官 喜安健次郎
 拓務次官 萩原 彦三

大蔵参与官 中村三之丞
 商工参与官 佐藤謙之輔
 (以上は代議士)

太田は前出，木暮は明26生，慶応義塾大学理財科卒，三井銀行勤務，家業旅館業を継承，大13代議士（立憲政友会，群馬選出），群馬県多額納税者，伊香保ケーブル鉄道，伊香保温泉自動車（取）

中村は明27生，早大政治経済科卒，藤本ビルプロカー銀行，英独留学，新舞鶴棧橋倉庫支配人，商相，蔵相秘書官を経て，昭7代議士（立憲民政党，京都選出）著述業，

佐藤は明19生，東京帝大法科卒，新潟県会議員を経て代議士（新潟選出），新潟銀行，新潟土地温泉，新潟港湾倉庫（取），新潟硫酸，新潟新聞社（監）である。

- 2) 貴族院議員では島津忠重公爵，児玉秀雄伯爵，八条隆正子爵，矢吹省三男爵，橋本圭三郎，有吉忠一の6人で，児玉は審議に当たった特別委員会の委員長，八条，矢吹は委員であった。

島津 明19生，旧鹿兒島藩主，海軍兵学校，大学校卒，海軍艦政本部等を経て海軍軍令部出仕，海軍少将，

児玉 明9生，児玉源太郎長男，東京帝大法科卒，官僚となり，朝鮮総督府総務局長，書記官長，賞勳局総裁，関東長官，朝鮮総督府政務総監，岡田内閣拓務相

八条 明16生，京都帝大法科卒，大蔵官僚となり東京税務監督局経理部長，貴族院では研究会所属，産業組合中央金庫理事長，興銀監査役を歴任，台湾銀行（監）

矢吹 明16生，東京帝大法科卒，横浜正金銀行を経て富士生命社長，貴族院では公正会所属，外務，海軍，大蔵各政務次官歴任

橋本 慶応元生，帝大法科卒，官僚となり枢密院書記官，大蔵省国債整理局長，主計局長，大蔵次官，農商務次官を歴任，大元貴族院議員に勅選，実業界に転じ日本石油，朝鮮石油，石油聯合社長，満州石油理事長ほか兼職多数

有吉 明6生，東京帝大法科卒，内務官僚，神奈川，兵庫県知事，朝鮮総督府政務総監，横浜市長，昭4貴族院議員に勅選，日本商工会議所副会頭，横浜商工会議所会頭

- 3) 衆議院議員では大口喜六，川崎克，青木精一，中島弥団次，前田房之助，

田辺七六，小笠原三九郎，河上丈太郎の8人で，川崎は審議に当たった特別委員会の委員長，小笠原は理事，中島，前田，河上は委員であった。

青木 明16生，正教神学校卒，新聞記者となり大阪新報社東京支局長，中央新聞社政治部長を経て，大13代議士（昭和会，群馬選出）岡田内閣の通信政務次官

前田 明17生，神戸高商卒，武庫郡会議員，大社村長，西宮土地，大阪瑛瑯等重役，大13代議士（立憲民政党，兵庫選出），大蔵参与官を経て通信政務次官，

田辺 明12生，酒造業，山梨県多額納税者，代議士（立憲政友会，山梨選出）農林政務次官，日満亜麻紡織，東洋モスリン，富士身延鉄道重役を経験，昭和肥料（監）

小笠原 明18生，東京帝大法科卒，台湾銀行支店支配人，調査，業務，審査第一課長を経て華南銀行専務，昭7代議士（愛知選出）スマトラ拓殖，南洋鉄鉱（監）

河上 明22生，東京帝大政治科卒，立教大学講師，関西学院教授を経て弁護士，昭3代議士（兵庫選出）⑬

4) 幹事は次の通りで，すべて官僚・軍人であった。

内務省地方局長	坂 千秋	通信省経理局長	手島 栄
大蔵省理財局長	関原 忠三	鉄道監察官	坂口 忠次
同 銀行局長	入間野武雄	拓務省殖産局長	植場 鉄三
同 銀行検査官	湯本 武雄	農林省経済更生部長	小平 権一
預金部資金局長	広瀬 豊作	陸軍少将	山脇 正隆
商工省商務局長	新倉 利広	海軍中将	豊田 副武
同 工務局長	小島 新一	内閣書記官	川島 孝彦
同 鉱山局長	東 栄二	企画庁調査官	原田 武夫
燃料局事務官	立花 俊一	資源局事務官	植村甲午郎

(2) 準則の内容

臨時資金調整委員会は昭和12年9月21日付で「臨時資金調整法ニ基ク事業資金調整標準ニ関スル件」を決定した¹⁾。そこでは

- ①事業設備の新設・拡張・改良のための貸付
- ②社債の応募・引受・募集取扱

③会社設立・資本増加・合併・目的変更

④第2回以降の払込徴収

⑤自己資金による事業設備の新設・拡張・改良

などを対象とし、事業資金調整標準は(イ)軍需との関係、(ロ)国際収支改善との関係、(ハ)現在の生産能力その他の事情を考慮して、詳細な分類表を作成している。すなわち甲の容認業種、丙の否認業種をまず決め、乙をその中間とした。

甲 軍需ニ直接関係アル産業及之ト密接ナル関係ニ在ル基礎産業ニシテ現在事業設備不足シ又ハ時局ノ関係上需要激增シ其ノ結果事業設備ノ不足ヲ来スベシト予想セラレ従ッテ事業設備ノ新設、拡張又ハ改良ヲ必要トスルモノ（甲をさらに2段階に分類）

丙 生産力過剰ナル産業、奢侈品其ノ他当面国家全般ノ見地ヨリ見テ必要ノ度薄キ物品ニ関スル産業ハ勿論此ノ際トシテ差控フルモ已ムヲ得ザル事業ニシテ差当リ事業設備ノ新設、拡張又ハ改良ヲ為スヲ適当ナラズト認ムルモノ

乙 甲及丙ニ属セザル産業又ハ事業ニシテ場合ニ依リ事業設備ノ新設、拡張又ハ改良ヲ為ス必要アルモノ（乙をさらに3段階に分類）

「事業資金調整標準」を考察してみると、全体を鉱業、工業、農林業、水産業、交通業、商業の6分野に分け、27部門、207業、478細目とした。相当な細分化といえよう。そしてさらに甲乙丙を計算してみると（細目ベース）、次の通りである。

甲のイ	75	ロ	32		計	107	
乙のイ	88	ロ	65	ハ	64	計	217
丙						計	154

この細分化は定義されていないが、自治的調整の説明の中から読みとれる。

①甲については「努メテ優先的取扱ヲ為スコト」、(イ)は(ロ)に優先すること

②乙については、

乙の(イ)が1件50万円未満なら甲(ロ)に準ずること（50万円以上なら日銀

本店または支店に協議する)

乙の(ロ)で貸付等が適当なものは日銀本店または支店と協議の上なら差
支えないこと(日銀支店で疑義があれば本店と打ち合わせること)

乙の(イ)は「大体貸付等ヲ差控フルヲ可トスルモ……必要ト認ムル事情
アル場合ハ日本銀行本店又ハ支店ニ協議スルコト」(支店は本店と
打ち合わせること)

③丙については「貸付等ヲ差控フルコト 但シ特殊ノ事情ニ依リ特別ノ取
扱ヲ為ス必要アリト認ムルモノアルトキハ日本銀行本店又ハ支店ニ協議
スルコト此ノ場合ニ於テ日本銀行ハ之ヲ臨時資金審査委員会ノ議ニ附シ
テ決定スルコト」

④乙(イ)と丙についての緩和規定が加えられている。すなわち

「事業ノ運転ニ支障ヲ来サザル為ニスル程度ノ設備ノ改良」

「店舗、工場、事務所等ノ安全及保健上ノ見地ヨリ必要ナル改良」

「災害ニ依ル設備ノ復旧」

については、特別の扱いを認めた。ただし1件10万円以上の貸付は日銀
本支店に協議を必要とした。

1) 『日本金融史資料 昭和篇』34巻, 205頁(原典は迫水久常『臨時資金調整
法解説』大蔵財務協会, 昭和12年)

(3) 自治的調整の方法

資金調整委員会の設置が9月15日、自治統制の調整機関設置を急いで25日
までに終了したので、27日から臨時資金調整法を施行し、自治的統制も開始
された。数の多い普通銀行を網羅した団体がないので、「日銀本支店を中心
に全国を17管区に分ち各地方別に資金調整銀行団を結成」し、その他は既存
の組織を利用した。その結果、「整理銀行、特殊保険等を除き業者を全部包
含」することになったのである¹⁾。その結果は次の通り。

- ①特別銀行 正金、興銀、勸銀、北拓、台銀、鮮銀の6行は各行別に調整をおこない監理官が政府と連絡を取る
- ②普通銀行 日銀本支店所管別17の地方資金自治調整銀行団 376行
- ③貯蓄銀行 全国貯蓄銀行協会 加盟72行
- ④農工銀行 全国農工銀行同盟会 加盟6行
- ⑤信託会社 信託協会 加盟27社
- ⑥生命保険 生命保険協会 30社（未加入3社）
- ⑦損害保険 火災保険協会 41社（未加入7社）
- ⑧産業組合中央金庫・信用組合連合会 産業組合金融統制団 48
- ⑨商工組合中央金庫 監理官が政府と連絡を取る
- ⑩証券業者 資金自治調整証券団 六三会所属5社（山一、日興、野村、藤本、小池）

前掲の「臨時資金調整法ニ基ク事業資金調整標準ニ関スル件」では、「事業ノ運転資金ノ貸付ニ付テハ従来ノ通取扱ヒテ差支ヘナキコト」が押念され、前述の金額制限については「1件ノ金額3万円未満ノモノニ付テハ各自ノ任意ニ取扱ヒテ差支ヘナキコト」も明示された。3万円以下はまったく自由であり、3万円超10万円未満は、1カ月分をまとめて、日銀本支店経由で主務大臣に報告、10万円以上はその都度同様に報告を義務づけた（臨時資金調整法施行細則第14、15条）。

- 1) 『日本金融史資料 昭和篇』34巻、217頁（原典は『大阪銀行通信録』482号、昭和12年10月25日）参照。

3. 臨時資金審査委員会の運用

1) 委員会の審理案件の概要

(1) 委員会の開催

臨時資金審査委員会は昭和12（1937）年10月1日に第1回目の会合を開催した。そこでの議案第1号は「議事規則申合せノ件」で、「臨時資金審査委員会審議規則案」が決定された。その内容は次のごとくである。

「第1条 審議ハ会議ノ方法ニ依ル但会長特別ノ必要アリト認メタルトキハ
他ノ方法ニ依ル事ヲ得

第2条 附議スヘキ議案ハ幹事之ヲ作成ス

第3条 審議ノ日時及場所ハ会長之ヲ定メ各委員ニ通知ス

第4条 議案ハ委員総数ノ半数以上ニ依ルニ非サレハ之ヲ審議シ議決ヲ為
スコトヲ得ス但特別ノ事由アルトキハ会長ノ決定ニ依リ此ノ定ニ依ラサ
ルコトヲ得

第5条 会長ハ会議ノ議長トナリ議事ヲ整理ス

第6条 議案ハ審議ニ與リタル委員ノ過半数ヲ以テ之ヲ決ス可否同数ナル
トキハ会長ノ決スルトコロニ依ル

第7条 審議ハ秘密トス

第8条 審議ノ為必要ト認メタルトキハ関係官吏、日本銀行職員其他本委
員会委員ニ在ラサル者ヨリ説明又ハ意見ヲ徴スルコトヲ得

第9条 会議ノ議事要録ハ幹事之ヲ作成ス

第10条 本則ニ明文ナキ事項ハ臨時資金審査委員会ノ決議ヲ以テ之ヲ定
ム」

会長である日銀総裁にかなりの権限を与え、津島副総裁がその前日付けで代理者に指名されていた¹⁾。

委員会は秘密会形式であり、残された関係書類には「極秘」の押印がある。現実には、通常の委員会46回のほかに「書面審理」が32回あるので、開かれるべき会合が何回か省略された模様である。すなわち、発足当初は委員会が実に頻繁に開かれ²⁾、精力的に案件を処理した。第40回、第46回の会合は一旦予定されながら、急遽「書面審理」に切り替えられている。おそらく「書面審理」は、日銀等の都合で多忙時期に委員会が開かれぬための便法であっ

たと思われる。

委員会または「書面審理」において、各回の議案表紙に「全部原案通り可決」のゴム印が押されていることがほとんどであるが、時には異なった表示がないわけではない。

一つは「審議未了」である。一旦議案にしなが、ら、「審議未了」として決定しなかったケースである。その数は20件³⁾に及ぶが、ほとんどが次回以降に承認されている。議案の順序が末尾とは限らないので、時間切れによる繰延べとは思えず、内容に不備・疑問があったのであろうか。次回以降でその処理があつて承認に至つたのであろう⁴⁾。しかし本稿の対象期間中に議案として再登場せず、「審議未了」のままとなっている例がないわけではない。日本火工（事業設備拡張）、極洋捕鯨（事業設備新設）、住友アルミニウム製錬（事業設備新設）、住友化学工業（事業設備拡張）の4件である。後者2件はアルミ製錬増設に絡んで連動する申請であるので、実質3件とみられるが、承認されないままなのか、対象時期以降に承認されたのか明らかでない。

もう一つは撤回ないし廃案である。第46回（昭和13年12月26日）では「第41、42号議案ハ撤回、その他原案通り可決」とあるので、撤回があつたことは明瞭である。第35回（13年6月23日）の第8、9号議案、13年8月19日の書面審理の第12号議案、第40回（13年9月2日）の第11号議案は、いずれも「欠番号」と表示されていて、議案そのものが議事から削除されている。前記の「撤回」も議案自体が記録されておらず、欠番号と同様に会社・内容を知り得ないのが残念である。おそらく当初は議案とすべく用意しながら、事務局サイドで内容に問題ありとして取り下げたのであろうか。会社名・内容が不明のため、それが議案として復活したか否かも知り得ない。

さらに、「原案通り可決」のゴム印が押されていても、原案自体に否定された案件が含まれている場合がある。すなわち「不許可トスルコト」（株金払込催告、合併、設備新設・拡張・改良等の場合）「不認可トスルコト」（設立、資本増加の場合）、「同意セサルコト」（株式募集、貸付の場合）のよう

に文言は違いますが、否定することを原案としているわけである。本稿ではこれら否定案件を合計73件抽出することができた（後掲第3表参照）。

しかし大部分の案件は原案通り承認され、審議未了になっても後日承認がほとんどである。「全部原案通り可決」のゴム印には一見出せば通るかのような印象を持つが、100%承認とはいえず、僅かながらでも不承認があったことは見逃せない。そして実際には事務当局段階で篩にかけられ、提出取りやめが「全部原案通り可決」の背後にかなり隠れていると思える。とすれば臨時資金審査委員会の実態は、形式的な承認機関より少しは審議行為を持っていたとはいえ、事務当局のお膳立ての段階で実質的な審理がすんでいた公算が大きい。「日本銀行百年史」は次のように手続きを説明している。

「『臨時資金調整法』の実施により、本行は同法に基づき提出される許認可申請書を受け付け、それらを本行限りで可否を決定するものと、臨時資金審査委員会に付議することを要するものとに分類し、後者についてはそれを議案として臨時資金審査委員会に提出した。もっとも実際には、これらの議案についてまず、毎週水曜日に本行で開催される臨時資金審査委員会幹事会において可否の下決定が行われ、それを原案として臨時資金審査委員会で最終決定が行われるという方式がとられていた」⁵⁾

日銀では同法の運用に備えて、12年9月27日付で資金調整局を設置し、審査、事業、資金の3課を置き、事務処理に当たったのである⁶⁾。上記幹事会に掛ける前の下準備は同局がおこなっていたのであろう。さらに「自治的資金調整機関の本行に対する協議についても、重要なものは、この委員会の意見を徴して、本行が同意、不同意の決定をすることになっていた」⁷⁾という。ということは民間の自治的調整においても、日銀が君臨していたわけである。

もっとものちに同法の運用が進行する過程で事態の変化を生じ、臨時資金審査委員会の処理案件は増加したという。すなわち、昭和17年秋頃の大蔵省理財局長田中豊の説明をみよう。

「この委員会に附議するものは法律上は『事案ノ重要ナルモノ』となって

居るけれども、近時物動計画の整備、各種経済統制の強化に伴い、相当繊細な点まで検討しなければ事業運営の万全を期し得ない状況になって居るので、換言すれば形式的な標準で可否を判断することが出来ず実質的な内容を究明し又は統制官庁の運用方針等に照合して初めて可否を判断し得る様な場合が多くなったので、自然審査委員会に附議せられる案件が多くなり、……昭和16年末迄の処理件数19,491件中委員会附議件数は10,974件約56%に達し、特に昭和16年度中には……約69%に達して居る状況である」⁸⁾そして不認可案件が総件数の14% (2,663件) で、「不認許可の件数が比較的少ないことは、一見本法の運用の寛大なるを示す如くである」として、次のような事情の変化を説明している。

「勿論支那事変勃発当時に於ては時局的に緊要度の比較的薄い種類の申請についても、統制経済への切換へを緩和するの趣旨から、経過的措置として或程度寛大な許可の方針が採られたこともあったであらう。然し其の後に於ては臨時資金調整法の趣旨や運用方針が漸次民間に周知せられるに従ひ、生産力拡充に直接関係なき事業に関する申請は自発的に差控えられる傾向があり、又同時に当局に於いても不許可となるが如き案件は自発的に申請を取下することを期待した様な事情もあり、表面的には不許可となった件数が比較的少ないのである」⁹⁾

この点では、日銀の言い分も同様で、それが実態であろう。

「本行に提出された申請件数のうち、9割弱が認められた。もっともこれは企業側の希望が9割方満たされたことを意味するものではない。仮りに事業経営の立場からは希望があっても、『臨時資金調整法』の趣旨から到底認許可が得られないとして最初からその希望を断念したものもあろうし、また事前に本行と下相談の結果、認許可を得る可能性なしということから申請書を提出しなかったケースも少なくなかったからである」¹⁰⁾

1) 同委員会幹事名で次の通知(9月30日付)が本人、各委員、臨時委

員、幹事、書記宛に出された。

「本会会長（日本銀行総裁）事故アルトキハ其ノ都度左記委員ニ於テ其ノ職務ヲ代理スルコトニ臨時資金審査委員会官制第6条第2項ニヨリ本日内閣総理大臣ヨリ指名相成候

記

委員 日本銀行副総裁 津島寿一」

- 2) 昭和12年10月は1日、4日、7日、11日、13日、15日、19日、22日、26日、29日、11月は2日、5日、9日、12日、17日、20日、24日、27日、12月は1日、7日、10日、16日、20日、23日、28日、13年1月は10日、14日、20日のごとく4カ月弱で28回も開いている。このあと2、3月は委員会が開かれず、書面審理が11回続き、4月7日の第29回から通常に復帰し、5月からまた書面審理（5回）、6月9日の第33回以降、通常委員会（14回）と書面審理（16回）が混合している。
- 3) 実例は次の諸社である（括弧内は審議案件の内容、発生順）。
岸和田紡績（資本増加）、旭土地興業（同）、倉敷紡績（同）、板谷生命保険（事業設備新設）、横浜興信銀行（同）、東日館（事業設備新設拡張改良）、田源商店（事業設備新設）、日本火工（事業設備拡張）、日本特殊工業（資本増加）、早山石油（同）、大阿蘇観光道（株金払込催告）、極洋捕鯨（事業設備新設）、住友化学工業（同）、ラサ工業（資本増加）、奥多摩電気鉄道（株金払込催告）、参宮急行電鉄（貸付協議）、大阪電気軌道（同）、日本鉱業（資本増加）、住友アルミニウム製錬（事業設備新設）、住友化学工業（事業設備拡張）。
- 4) 板谷生命保険（事業設備新設）の場合は、2回審議未了扱いとなり、3度目の議案でやっと承認される珍しいケースである。
- 5) 6) 『日本銀行百年史』第4巻、293頁。
- 7) 同上、291頁（原典は日銀内部資料）。
- 8) 田中豊「資金調整法の施行状況とその運用上の問題」『全国金融統計会報』1巻4号、昭和17年11月、3～4頁。
- 9) 同上、5頁。
- 10) 前掲『日本銀行百年史』295～6頁。

(2) 審理案件の種類と数

ところで臨時資金調整法の網に捉えられた件数・金額はどの程度であった

か。幸いにも同法施行以後4年半の処理状況を示す記録がある。すなわち、大蔵省理財局長田中豊が示した表があるが、それは同法「第4条、第4条ノ2ニ基ク申請事項別取扱総件数並ニ金額」であって、昭和13～16年の各年と累計が掲げられ、累計では19,491件、296億円とある¹⁾。それを認可・許可された件数と金額、不認可・不許可の件数と金額に分けたのが、第1表と第2表である²⁾。正確に表現すれば案件内容により表示が異なるが³⁾、以下場合によって前者を「合格案件」、後者を「拒否案件」と呼ぶことにする。

確かに田中理財局長がいうように、実施以降、年を経るに従い合格の件数・金額は漸増していくが、合格率(件数)は13年から15年まで急落し、16年は80%で横這いに転じた。13年においては、まだ実施当初のために、経過措置として審査が甘かったことは事実であろう。合格率(件数)は97.5%の高率である。逆にいえば、13年の拒否率(件数)はわずか2.5%に過ぎなかったが、次第に審査が厳格となって20%程度にまで増加している。拒否率(件数)は合併で多く(23.7%)、資本増加が次ぎ(22.8%)、会社設立(14.2%)、事業新設拡張改良と目的変更(各12%)、株金払込(10.6%)、社債募集(6.3%)と続く(平均13.7%)⁴⁾。ところが13年に限れば、拒否率全体では2.5%であっても、資本増加(6.6%)を筆頭に、合併(4.3%)、設立(3.7%)の拒否程度が高く、設備新設拡張改良(1.9%)、株金払込(1.1%)、目的変更(1%)と平均を下回り、14年以降の傾向とは僅かに異なっている。

本稿の対象期間(昭和12年10月～13年12月)は、同表の「13年度中」に該当すると思われるが、件数で3,115件、金額で47億円とある。このうち臨時資金審査委員会に付議されるのは、「或る一定の標準の下に事業の重要と認められるもの」とされる。前掲、田中理財局長の説明にあった付議率56%は、13～16年全体の数字であり、16年だけでみれば69%とされているから、おそらく13年はまだ56%より少なく、次第に上昇していったものと想像される。

観点を変えて、本稿で対象とした同委員会の取扱件数で検討してみると、延べ1,608件は、前掲13年度の総件数3,115件に対応すると仮定すれば、51.6

第1表 認可・許可された件数と金額

(金額単位：百万円)

申請事項別	件 数					金 額				
	昭13	14	15	16	計	昭13	14	15	16	計
自己資金	872	1,534	1,957	2,308	7,452	616	834	767	1,096	4,331
株金払込	982	949	752	498	3,515	880	1,384	1,402	934	4,979
資本増加	450	479	449	463	2,011	1,600	1,296	1,662	1,577	6,878
会社設立	259	316	240	487	1,401	807	995	563	988	3,888
会社合併	90	86	122	134	461	637	1,267	2,187	3,228	7,678
社債募集	7	7	9	7	30	7	6	16	9	39
目的変更	377	555	551	415	1,958					
合 計	3,037	3,926	4,080	4,312	16,828	4,548	5,782	6,598	7,833	27,793
(構成比)	97.5	88.5	80.3	80.6	86.3	96.3	93.5	89.9	93.8	94.0

〔備考〕 1. 田中豊「資金調整法の施行状況と其の運用上の問題」『全国金融統制会報』第1巻4号、昭和17年11月、2、4頁の表から計算の上作成、単位未満四捨五入。

「申請事項別」の「自己資金」は「自己資金ニヨル事業設備」の略。

2. 構成比は全体のうちの「認可・許可された件数と金額」の比重で、単位%。

第2表 不認可・不許可された件数と金額

(金額単位：百万円)

申請事項別	件 数					金 額				
	昭13	14	15	16	計	昭13	14	15	16	計
自己資金	17	160	325	488	1,011	10	29	105	120	286
株金払込	11	93	208	101	415	6	48	88	22	164
資本増加	32	135	238	184	594	36	189	331	227	785
会社設立	10	44	85	90	231	117	58	140	78	309
会社合併	4	27	45	65	143	7	77	76	68	233
社債募集	0	1	1	0	2	0	0.1	0.4	0	0.5
目的変更	4	50	102	112	267					
合 計	78	510	1,004	1,040	2,663	176	402	740	515	1,778
(構成比)	2.5	11.5	19.7	19.4	13.7	3.7	6.5	10.1	6.2	6.0

〔備考〕 1. 出所は第1表と同様。

2. 構成比は全体のうちの「不認可・不許可された件数と金額」の比重で、単位%。

%となる。この限りでは前掲付議率の説明と合致しそうである。それにしても前掲の付議基準は漠然としていて、いかなる選別がおこなわれたか疑問が残る。別言すれば当局側に裁量の余地がありそうである。

- 1) 前掲, 田中論文, 2頁の総括表参照。
- 2) 『日本銀行百年史』は, 日銀内部資料によって昭和12年9月~19年9月までの申請状況について, 田中論文とは別な数字を出している。各年度の数字も異なるが, ここでは行論の都合上, 田中論文で説明しておく。
- 3) 審査において会社設立・合併・目的変更・資本増加は不認可, 株金払込・事業設備の新設拡張改良・株式募集取扱は不許可, 貸付協議・株式募集取扱協議は不同意と区別している。
- 4) 田中論文が掲げる表の「申請事項別」区分には, 疑問がある。すなわち, のちには検討する同委員会の取扱案件には少なからず「貸付協議」が含まれているが, 田中の表の区分には「貸付協議」が登場せず, 他項目に合算されているのか, 脱落なのか不明である。前掲『日本銀行百年史』(295頁)の申請状況にも「貸付協議」の項目がない。

2) 不許可案件の内容

前述のように臨時資金審査委員会の取扱件数が1,608件におよび, そのすべてを紹介することは紙幅の制約上できない。また, 審査に合格したものは, 意図が実現できたという意味で省略が許されるである(もちろん自由に行動できず, 審査におよんだという観点では, いかなる案件であったかが問われてよいが)。

そこで同委員会が拒否した案件, 正確には「不認可, 不許可, 不同意」案件を見るだけでも, 同法運用の実態が解明できると考える。まず考察対象期間での拒否案件は, 第3表の通りである。合計73件の内訳を整理すると, 設備の新設・拡張・改良28件, 資本増加21件, 会社設立8件, 株金払込と合併

第3表 不認可案件の内容

(金額単位：万円)

会社名	事由	本社所在地	資本金(払込)	摘要
錦華紡績	設備新設	金沢市	2,600	済南紡織工場用地30万円(自己資金)
第一徴兵保険	設備新設	東京市	250	賃貸用店舗新築(福岡市)330万円(自己資金)
金港商事	設備新設	横浜市	100	広島営業所(ピヤホール)新築24万円(麒麟麦酒借入)
鐵興社	設備新設	東京市	1,000	アルミ製造工場新設482万円(興銀借入300, 自己資金182万円)
日本特殊鋳業	設備新設	東京市	500	ビル新築(関係会社の事務所集中)55万円(関係会社・重役より借入)
阪神急行電鉄	設備新設	大阪府	5,500	会館新設81万円(自己資金)
大鐵映画劇場	設備新設	大阪市	100	映画館新設75万円(自己資金)
岩井商店	設備新設	大阪市	1,300	本店営業所新設93万円(払込100万円)
柳井工業	設備新設	山口県	48	硫黄精錬・二硫化炭素製造工場34, 未払代金31万円(自己資金)
阪神電気鉄道	設備新設	尼崎市	9,500	大阪駅前延長線・停留場・百貨店建物新設1405万円(借入・払込1,255, 自己資金150万円)
服部時計店	設備拡張	東京市	2,000	別館増築16万円
阪神急行電鉄	設備拡張	大阪府	5,500	梅田会館新築21万円(自己資金)
足利紡績	設備拡張	東京市	500	人織紡織工場新設43万円(社内留保15, 足利銀行借入28万円)
阪神電気鉄道	設備拡張	尼崎市	9,500	三宮阪神ビル増築320万円(十合呉服店へ賃貸, 自己資金30, 借入188万円)
丸善	設備拡張	東京市	500	京都支店移転新築29万円(自己資金)
東京堂	設備拡張	東京市	300	東京堂増築工事(事務所・倉庫8万円, 自己資金)

南海鉄道	設備拡張	大阪市	7,000	ビル増築330万円(高島屋に賃貸)(払込200万円と借入)
小谷汽船(名)	設備拡張	大阪市	45 (45)	貨物船購入110万円(払込55,自己資金9,神戸銀行借入46万円)
日本ゴム	設備拡張	久留米市	2,000	再生ゴム工場建設35万円(自己資金)
日本毛織	設備拡張	神戸市	5,000	スフ製造工場94万円(自己資金)
天満織物	設備拡張	大阪市	1,050	城北工場増設30万円(自己資金)
明治海運	設備拡張	神戸市	300	明海ビル(貸事務所)増築60万円(自己資金)
(合)市田商店	設備拡張改良	京都市	250	大阪支店輸出部改築20万円(自己資金)
日本生命	設備拡張改良	大阪市		日本生命館増改築546万円(自己資金)
玉置商店	設備改良	東京市	200	営業所改築75万円(自己資金40,銀行借入35万円)
森永製菓	設備改良	東京市	750 (750)	本社社屋改築90万円(手元資金・将来収益)
鐘淵紡績	設備改良	東京市	6,000	土地土盛工事40万円(自己資金)
松竹	設備改良	東京市	3,740	映画館改築28万円(営業利益)
(設備新設拡張改良計)	(28件)			
備前小倉織	資本増加	岡山市	50 (50)	「小倉織学生服・足袋原料製造販売」借入返済7.5, 運転資金5万円(払込12.5万円)
京王電気軌道	資本増加	東京市	1,290 (1,290)	住銀・信借借入返済950, 支手決済210, 電灯電力事業設備760万円(払込)
石原商店鐵部	資本増加	名古屋市	49.8	「鋼材等売買」運転資金(払込20.2万円)
野村組	資本増加	高知市	50 (50)	「海陸運送業, 車両船舶・動力用機器機関製作業, 一般鉄工業, 船渠業」40.6万円
理研紡織	資本増加	東京市	50 (50)	理化学興業借入返済49, 手形決済1万円(払込50万円)

城南スプリング	資本増加	東京市	45 (45)	(理研庄延大森工場の分離独立) 各種パネ工場建設87, 運転資金18万円(払込105万円)
鈴木調味料製造所	資本増加	東京市	50 (45)	運転資金・借入返済(払込50万円)
小谷汽船(名)	資本増加	大阪市	45 (45)	貨物船購入110万円(払込55, 自己資金9, 神戸銀行借入46万円)
奥村組	資本増加	奈良県	48 (48)	「土木建築請負業」借入返済38, 運転資金14万円(払込52万円)
泊紡績	資本増加	富山県	50 (50)	スフ紡績工場建設3万錠112万円(増資100万円と自己資金)
東京工作機製造	資本増加	東京市	20 (20)	工作機械製造工場拡張114, 運転資金16万円(払込130万円)
(名)蝶理商店	資本増加	京都市	150 (150)	「人絹糸・人絹織物販売」社員への配当を出資に振替
三倉商会	資本増加	東京市	20 (20)	「革靴・ゴム靴製造販売」借入金12.4万円の一部返済(払込5万円)
田辺元三郎商店	資本増加	東京市	100 (100)	「医薬品・医療器械販売」運転資金(払込50万円)
敦賀セメント	資本増加	敦賀市	200 (200)	回転窯増設75, 借入返済140, 運転資金85万円(払込75万円)
中野組	資本増加	新潟市	80 (80)	「中野一族の財産保全会社」無限責任社員からの借入返済10万円(払込)
淀川製鋼所	資本増加	大阪市	300 (300)	借入一部返済75, 輸出缶詰用空缶製造設備50, 運転資金175万円(払込300万円)
伊予木材	資本増加	愛媛県	50 (50)	予州銀行借入65万円一部返済(払込12.5万円)
日本建築紙工	資本増加	東京市	60 (60)	貨車用「屋根張防水布・電線被覆用絶縁紙」勧銀借入返済25, 運転15, 工場増設改良(払込60万円)
三国鉄工所	資本増加	大阪市	150 (150)	空気圧縮機製造工場75, 運転資金75万円(払込150万円)

大津毛織 (資本増加計)	資本増加 (21件)	大阪市	75.6 (75.6)	「羅紗整理加工, 毛布製造販売」運転資金(払込11.3万円)
東海製菓	株金払込	岡崎市	100 (79)	平壤製菓工場建設21万円(払込21万円)
八木商店	株金払込	大阪市	200 (145)	「綿糸布雑貨商」海外販路拡大7万円・出張所設置18万円(払込25万円)
日本人造羊毛	株金払込	東京市	1,000 (350)	萱パルプ工場建設60, 借入返済40万円(払込100万円)
十全商会	株金払込	高松市	50 (43)	「豆炭製造」運転資金(払込7万円)
大東証券	株金払込	東京市	100 (75)	5万円払込(法人取引員の資格具備, 運転資金)
旭日冰糖	株金払込	浜松市	55 (33)	冰糖工場拡張4.5, 運転資金1万円(払込5.5万円)
新民印書	株式募集	北京市		株式2万株(額面100万円) 遠山芳三商店他21商社
新民印書	株式募集	北京市		株式2万株(額面100万円) 山一證券他21商社
松竹映画劇場	貸付協議	東京市	25	映画館建設35万円, 経費15万円(富国徴兵20万円決定済, 追加15万円)
日本商工	目的変更	大阪市	75	「紡織用木管・シャトル製造販売」に「一般繊維の紡糸業」追加
中央鉱業	設立	大阪市	100 (現物)	「鉱業, 精錬業など」(現金3.5万円)
第二日米証券	設立	広島市	100 (25)	日米証券と松井英一商店合併のため
内外護謨	設立	名古屋市	450 (250)	「軍用・一般タイヤ製造」(内外護謨(資)のタイヤ工場新設380, 運転70万円)
新宮木材パルプ工業	設立	新宮市	200 (50)	「パルプ製造・製紙・木材売買・山林経営」クラフトパルプ工場建設102, 運転資金48万円
青木化学製油	設立	大阪市	100 (50)	「一般油脂・薬品製造販売」(個人経営を会社組織に変更)

東京繊維工業	設立	東京市	1,500 (375)	スフ紡績5万鍾350万円、 運転資金25万円(払込375 万円) 「牧場・農業経営など」 (現金30万円出資) 経営の統一合理化のため
川西興業	設立	神戸市	250 (現物)	
吉本興業	設立	大阪市	200 (現物)	
(設立計)	(8件)			

三立製菓	合併	浜松市	55 (45)	「菓子、砂糖、小麦粉製 造販売」 (運転資金充実)
浜松製菓		浜松市	15 (15)	
牛尾合資	合併	姫路市	200 (200)	両社とも牛尾家の「財産 保全会社」
日商金融		神戸市	20 (20)	
東亜鉱業汽船	合併	東京市	300 (75)	「石炭採掘売買、船舶所 有運送」 同系会社
日榮産業		東京市	200 (50)	
丸益絹毛	合併	金沢市	20 (8)	「人絹屑・毛屑の反毛」 「人絹屑・毛屑の売買」
丸益商事		金沢市	25 (10)	
昭和物産	合併	東京市	20 (5)	「各種繊維の製造加工販 売」(資本系統・営業目 的の同一のため経営合理 化) 「各種フェルト繊維・羊 毛の製造販売」 「各種フェルト繊維・牛 毛羊毛製造加工」 同 上
日東フェルト工業		東京市	10 (2.5)	
第二日東フェルト工業		東京市	20 (5)	
第三日東フェルト工業		東京市	10 (2.5)	
野村自動車	合併	高知市	35 (35)	「自動車運輸、賃貸、修 繕など」(野村一族の会 社の経営合理化) 「海陸運送業、車両船舶 ・動力用機器機関製作業、 一般鉄工業、船渠業」
野村組		高知市	50 (50)	
(合併計)	(6件)			

が各6件、株式募集2件、貸付協議と目的変更が各1件であり、自己資金であっても新設・拡張・改良が許されぬケースが最も多く、4割弱を占める。ともあれ審査会議事ベースで正確に拒否率を計算してみると、対象となるのは実質1,590件¹⁾で、それに対し73件の拒否であるから、4.6%となる。

審議対象となった1,608件の内訳と、拒否件数を対比してみると次のごとくである。

申請事項別	審議件数	拒否件数	拒否率
事業設備新設	198	28	5.2%
事業設備の新設拡張・新設改良・新設拡張改良	63		
事業設備の拡張・改良・拡張改良	278		
資本増加	272	21	7.6
株金全額払込前ノ資本増加	5		
株金払込催告	328	6	1.7
株金払込催告と事業設備の拡張・新設・新設拡張	21		
社債の引受協議・引受募集取扱協議・募集取扱協議	32	2	4.5
農工債券および満州帝国債の引受協議・債券募集	6		
株式応募協議・株式募集取扱・株式募集取扱ノ協議	6		
貸付協議	165	1	0.6
設立	137	8	5.8
合併	85	6	7.1
目的変更	12	1	0.8
合計	1,608	73	4.5

事業設備関係、資本増加が拒否件数で多く、拒否率も高い。資本増加の理由が事業設備拡大にあるから、自己資金によろうと増資払込によろうと、両者が抑制の中心であることを示している。合併、設立も件数自体は多くないが、拒否率が高く、中小資本に厳しかったように思われる。株金払込や証券募集引受、貸付協議、目的変更は実質的にはほとんどがパスしたといつてよからう。まだ適用初期の段階だからであって、のちには厳しくなる。もう少し内容に立ち入ってみよう。

(1) 設備新設拡張改良

拒否されたもの28件には、建物の新設・改築・増築と土盛工事が20件含まれている。

第一徴兵（賃貸用店舗）、金港商事（ピヤホール）、日本特殊鉱業（事務所集中）、阪神急行電鉄（梅田会館）、大鉄映画劇場（映画館）、岩井商店（本店営業所）、阪神電気鉄道（百貨店等）、服部時計店（別館増築）、阪神急行電鉄（梅田会館、計画変更して再提出）、阪神電気鉄道（三宮阪神ビル）、丸善（京都支店移転）、東京堂（事務所・倉庫）、南海鉄道（ビル増築）、明治海運（貸事務所）、市田商店（支店改築）、日本生命（日本生命館増築）、玉置商店（営業所改築）、森永製菓（本社改築）、鐘淵紡績（土盛工事）、松竹（映画館改築）

個別資本にとっては、営業拡大、合理化を意図してのことで、それぞれ意味がある。しかし日本生命館増築が高島屋への賃貸であり、阪神急行電鉄の会館も梅田映画劇場用の食堂、南海鉄道のビルも高島屋への賃貸、明治海運も貸ビル用、第一徴兵も松屋への賃貸、阪神電気鉄道の三宮ビルは十合呉服店への賃貸など、貸ビルのための新增設は確かに拒否されても致し方あるまい。またピヤホールや映画館の新設改築も非緊急性から否定されたのもやむを得まい。

反面、個別資本にとって合理的な理由があるにもかかわらず拒否されている。たとえば日本特殊鉱業の場合は、同社と姉妹会社4社の事務所を集中するための新設で、いわば合理化策といえ、「昭和12年4月着工、基礎鉄筋コンクリート工事完了、地階床及周囲壁工事大半完了、鉄筋全部加工済」という状況まで進んでいたから、不許可となれば途中で中止することになる。森永製菓も本社・子会社の集中であるから類似している。岩井商店の場合は、「(1)現在ノ社屋ハ3階建煉瓦造ナルカ明治36年ノ建造ニ係リ毀損著シク強震ニ対シ安全ヲ保シ難キ状態ニアリ (2)従業員漸増シ最早現在以上ノ収容不能ニシテ営業上支障ヲ生ジ居ルノミナラズ保健上モ不都合ト成タリ (3)他ニ他家又ハ借室ヲ為スコト不可能ナリ」と理由を記し、建築契約済、大阪府の許

可済であった。事実ならば安全性まで否定された訳で、厳しすぎる拒否であろう。

丸善京都支店移転新築も「現営業所60年前ノ木造ニテ老朽、狹隘ナリ」といい、東京堂の「木造ノ仮建築ニシテ腐朽甚シク狹隘不便」も類似している。

いずれも拒否されたのは、緊急な必要性がないという判断と思われる。上記の日本特殊鉱業に限らず、多くは工事進行中、建築契約済であり、不許可の後始末はどうなるのであろうか。まさに個別資本にとっては、急に降って湧いた強権発動と思うに違いない。

もう一つの拒否案件群（8件）は、製造業者であった。繊維関係では綿紡の人織紡織への進出（足利紡績）、北支への紡織工場移転（錦華紡績）、織機増強（天満織物）、混毛スフ工場建設（日本毛織）が拒否され、再生ゴム工場新設（日本ゴム）、アルミ精錬進出（鐵興社）、貨物船購入（小谷汽船）も不許可、硫黄精煉・二硫化炭素製造を目的に設立されたばかりの工場建設（柳井工業）も否定された。否理由はいずれも明らかにされていないが、各業界の能力過剰が理由であろうか。

(2) 資本増加

資本増加内認可申請が拒否されたの21件におよぶ。そのうち資金使途が借入金返済（一部返済を含む）である場合が13件を占める。すなわち、備前小倉織（借入返済と運転資金）、伊予木材（予州銀行返済）、奥村組（借入と運転）、理研紡織（理化学興業返済と支手）、敦賀セメント（借入、運転、設備）、日本建築紙工（勧銀へ返済、運転、設備）、中野組（無限責任社員への返済）、京王電気軌道（住友銀・住友信返済、支手、設備）、淀川製鋼所（借入、運転、設備）、三倉商会（借入返済）、蝶理商店（代表社員借入を出資金へ振替）、野村組（社長借入を出資金へ振替）、鈴木調味料製造所（借入返済、運転）。運転資金のための資本増加を拒否されたのは、石原商店鉄部、大津毛織、田辺元三郎商店の3件、設備拡張を資金使途とするのは泊紡績（スフ工場新設）、城南スプリング（旧理研庄延工業大森工場であって、バネ工場新設）、東京

工作機製造（工場拡張）、三国鉄工所（空気圧縮機製造工場）でいずれも運転資金使用を含んでいた。小谷汽船は前掲貨物船購入のためのものである。

(3) 株金払込催告・株式募集など

合計6件のうち設備新設拡張が3件、すなわち旭日氷糖（氷糖工場建設・運転資金）、東海製菓（平壤工場建設）、日本人造羊毛（萱パルプ製造工場建設・借入金返済）と、運転資金が3件、すなわち八木商店（海外販路開拓）十全商会（運転資金）、大東証券であった。前3件は、事業設備新設と同様に事業が不急視されたのであろう。

新民印書(株)の場合、「中華民國政府編纂ノ教科用図書並各官庁定期刊行物等ノ翻刻出版ノ為メ日支合弁組織ニ依ル中華民國法人トシテ設立」が北京に予定され、20万株（1,000万円）の半額を日本側が引き受け、大日本、凸版、共同各印刷会社、平凡社が8万株、残る2万株を公募しようとしたが、拒否された。議案としては「遠山芳三商店外21商社新民印書株式会社株式募集ノ取扱」が不許可となり、「山一証券ヨリノ新民印書株式会社株式募集ノ取扱ニ関スル協議事項」が不同意とされた。まったく同じ内容であるから、実質的には拒否された株式募集は1件とみてよい。

なお、松竹映画劇場が富国徴兵保険から15万円借入れる件は、映画館建設費20万円借入同意済に対し、さらに追加貸の申し込みであったが、其の分は拒否されている。また、「紡織用木管及シャツトル製造販売」の日本商工が、「一般繊維ノ紡糸業」を追加しようとしたが、これも拒否された。

(4) 会社設立・合併

設立が拒否されたのは8件、業種はまちまちであった。すなわち、東京繊維工業はスフを東京人造絹糸から受けて紡績するもの、新宮木材パルプ工業は熊野地方で建築材にならぬ針闊葉樹からクラフトパルプを製造するもの、内外護謨は「神戸市所在内外護謨合資会社ノ生ゴム割当権ヲ承継シ其外新ニ軍需向並ニ輸出向割当ヲ加ヘ且ツ理研護謨工業ヨリノ供給並ニ再生ゴム使用ニヨリ軍用及一般タイヤノ製造」にあたるもの、青木化学製油は個人事業を

改組し設備拡張を図るもの、中央鉱業は個人所有の鉱業権を現物出資して鉱山開発を目指すもの、川西興業は川西清兵衛所有の牧場・農場経営と不動産活用のためのもの、第二日米証券は同業者同士の合併新立、吉本興業は多数人名義の演劇場を統合して会社組織にするもの、という具合であって、なるほど多くが軍需に無関係であり緊急性には欠けている。ただ内外護謄だけは軍需関連を謳っているが、それでも拒否されている。

他方、会社合併は、6件であるが、同業者同士か同一資本系の合併である。前者は三立製菓、東亜鉱業汽船（石炭採掘・輸送）、丸益絹毛（人絹屑・毛屑）、昭和物産（フェルト繊維）、後者は牛尾合資、野村自動車である。いずれも中小資本ばかりである。これらの合併が何故阻止されねばならないのか不可解である。

以上の考察から、次の諸点が指摘できよう。

- ①概して中小会社が多いが、著名大企業も含まれ、大企業といえども資金使途によっては拒否されたことが知られる。
- ②さすがに軍需関連企業で拒否された例はほとんど見当たらない。
- ③業種では繊維産業が槍玉に上がっているが、それ以外でも生産能力過剰と判断されるものは拒否されたと思われる。
- ④不要不急の基準が明示されていないから、拒否案件中には若干不可解なものも散見される。
- ⑤借入依存ならば規制も考えられようが、自己資金で計画しても拒否されることは異常である。
- ⑥そしてすでに計画が進行中であったり、工事が契約済の場合も少なくない。中止には個別資本はどう対処するのか。まさに強権発動という外はない。

- 1) 議事として提示されたのは1,608件であるが、欠番の3件は取り下げと推定され、反面、審議未了21件は再提出されるので重複計算となるから、これらを調整すると実質は1,590件と計算される。

なお、前掲『日本銀行百年史』（第4巻、295頁）が掲げる数字では次のご

とくである。臨時資金審査委員会に付議した件数は、昭和12～13年度合計で1,815件となりかなり食い違うが、期間と取り方の違いであろうか(金額単位：百万円)。

年度	申請処理		うち許認可		委員会へ付議	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
昭和12	1,709	3,102	1,678	3,056	783	2,444
13	2,910	4,600	2,832	4,523	1,032	3,697

3) 会社別考察

同委員会の議案として登場した会社を登場回数別に列記してみると、第4表のようである。

同表にみるように、1回しか議案に登場しない会社が49.4%、2回が11.4%であって、3回以上が残る39.2%を占めている。上記で多数回登場するのはどんな案件であったろうか。7回以上の企業9社を次に挙げてみよう。

住友化学工業	事業設備新設・新設拡張・拡張4回、貸付協議4回、株金払込催告、社債引受協議
日清紡績	事業設備新設・新設拡張・拡張改良6回、株金払込催告、目的変更、貸付協議、合併
東京人造絹糸	貸付協議4回、事業設備新設拡張・拡張2回、株金払込催告2回、資本増加
日立製作所	事業設備新設拡張改良・拡張6回、株金払込催告、資本増加
三菱重工業	事業設備新設拡張・拡張6回、株金払込催告、社債引受募集取扱協議
ラサ工業	資本増加3回、株金払込催告2回、事業設備新設拡張、貸付協議
旭硝子	事業設備新設拡張・新設拡張改良・拡張6回、株金払込催告
三井鉱山	事業設備新設拡張・新設拡張改良・拡張4回、株金払込催告2回、資本増加
三菱鉱業	事業設備新設拡張改良・拡張・拡張改良5回、資本増加、株金払込催告

株金払込催告と自己資金による事業設備拡大とが全社にみられ、特に事業

第4表 議案の多かった会社名と回数

回数	会社名(社数)
10回	住友化学工業, 日清紡績 (2社)
9回	東京人造絹糸 (1社)
8回	三菱重工業, 日立製作所 (2社)
7回	三井鉱山, 三菱鉱業, 旭硝子, ラサ工業 (4社)
6回	三井物産, 住友金属工業, 鐘淵紡績, 鐵興社, 阪神電気鉄道, 日清汽船, 日本鉱業, 日本油脂 (8社)
5回	芝浦製作所, 東洋高压工業, 日本鋼管, 日産化学工業, 阪神急行電鉄, 松竹, 東洋紡績, 日本ゴム, 立川飛行機 (9社)
4回	北海道炭鉱汽船, 日本製鋼所, 日本郵船, 古河電気工業, 昭和肥料, 日本火工, 昭和産業, 丸紅商店, 神戸製鋼所, 鈴木調味料製造所, 宇部曹達工業, 大阪交通, 第一工業製菓, 中島飛行機, 東京横浜電鉄, 東京電気, 東洋工業, 東洋製紙工業, 東洋曹達工業, 東洋紡毛工業, 東洋麻糸紡織, 日出紡織, 日商, 日本毛織, 日本水産, 日本製紙 (26社)
3回	東洋レーヨン, 小野田セメント製造, 大日本セルロイド, 三菱社, 三菱電機, 日本化成工業, 近海郵船, 住友鉱業, 日本電気, 日本染料製造, 大阪商船, 日本曹達, 日曹人絹パルフ, 理化学興業, 中山製鋼所, 服部時計店, ブリッジストーンタイヤ, 関西共同火力発電, 汽車製造, 錦華紡績, 国光紡績, 参宮急行電鉄, 山九運輸, 山陽パルプ工業, 昭和鉱業, 昭和人造絹, 松竹映画劇場, 新興人絹, 森永製菓, 倉敷紡績, 大阿蘇観光道, 大阪製鉄, 大阪電気軌道, 第一生命, 帝国人造絹糸, 東京シャリング, 東京高速鉄道, 東京湾埋立, 東邦電力, 東満州産業, 東洋紡織工業, 東洋葉煙草, 徳山曹達, 敦賀セメント, 日東セメント, 日本レイヨン, 日東紡績, 日本火災, 日本勧業銀行, 日本銀行, 日本硝子, 日本信号, 日本人造繊維, 日本人造羊毛, 日本生命, 泊紡績, 板谷生命, 磐城セメント, 北越製紙, 明正レイヨン (60社)
2回	(社名省略) (184社)
1回	(同) (794社)

設備拡大が多く企業の中心をなしている。何度も事業設備拡大で申請しているか、申請目的が多岐であるかによって回数が多くなっている。以上のうちアルミ増設で引懸かった住友化学工業の1件を除き、すべて上記案件はバ

スしている。

上記で名前を省略した中には、四大財閥系企業として三井合名、三井銀行、三井生命、王子製紙、三菱合資、三菱銀行、三菱商事、三菱倉庫、三菱地所、三菱製紙、三菱石炭油化、東京海上火災、日本光学工業、麒麟麦酒、住友アルミニウム、住友銀行、住友機械製作、住友電線製造所、住友ビルディング、住友倉庫、住友アルミニウム製錬、満州住友金属工業、日本板硝子、帝国製麻などがあり、その他の既成財閥・新興コンツェルン系として古河合名、富士電機製造、旭電化工業、日本軽金属、浅野セメント、大倉鋳業、大倉商事、日産自動車、日産汽船、日産自動車販売、日立電力、日立土地、日本窒素肥料、日曹製鋼、日曹鋳業、日本電気工業、東信電気、味の素本舗鈴木商店、理研系10社などがある。それ以外でも著名大企業に横浜正金銀行、日本興業銀行、第一銀行、三和銀行、トヨタ自動車工業、大日本麦酒、大日本紡績、日本石油、石川島造船所、日本電力などもみられる。名前が出て来なかったのは、三井化学、電気化学工業、住友合資（住友本社）、住友倉庫、住友共同電力、大阪北港、安田保善社、安田銀行、旭ベンベルグ絹糸、朝鮮窒素肥料、東京電灯、宇治川電気、大日本電力、日本製鉄、川崎重工業、財閥系信託・保険、植民地大企業などであって、むしろほとんどの大企業は登場していたのである。別言すれば同法の適用を大企業は全面的に受けており、中小資本でさえも網をかぶせられていたといえよう。

因みに上記に登場する大企業には、財閥本社も含まれている。申請事項を検討すると、たとえば、三井合名の拡張は、進行中の三井3号館の増築であり(272万円)、新設は川崎に事業用地の購入(20万円)であった。三菱合資の新設は東京駅丸ビル間の地下道開さくであった(36万円)。三菱社の目的変更は傘下事業の独立によって財閥本社機能に特化するためであった。また新設は岩崎小弥太所有の賓客接待用不動産を株式会社に組織変更するに伴って買収するものであり、社債引受協議は、三菱銀・三菱信による3,000万円引受に関するものである。住友本社、安田保善社については議案がない。古

河合名の拡張は進行中の大阪営業所の増築であった（15万円）。

4. むすび

それでは本稿の課題に即して結論を述べよう。

第一に、臨時資金調整法の立法過程の異常さである。臨時議会における同法の提案から成立までわずか1カ月、政府がいかに急いでいたかが知られる。同法は「政府に対して金融統制に関する強力な権限を付与する極めて画期的なもの」であり、「当時の議会でもジャーナリズムの間でも、この法案に対する強い批判は出なかった」という¹⁾。しかしそれは事実と反する。議会でも「強い批判」はあり、審議に当たった議員にも批判派と統制強化派の二潮流があったのである。民間でも、特に金融界では反発があったといわれる。「当初この法案の名称は『資金統制法』であったが、その後『統制』という表現を避けるべきであるとの強い意見があつて、結局『資金調整法』となった²⁾といわれ、政府自身も立法段階では批判を恐れながら二潮流の中間のスタンスで提出し、その線で答弁している。また、議員の中にも「臨時」という建て前に多少の安心感がなかったとはいえない。いつ「事変が終結するか」「終結の判定はどう下され、同法の廃止となるのか」などが貴族院で議論されているが、最初から長期戦を念頭に置いていないことを意味し、臨時措置ならやむなしという妥協があつたように思われる。いずれにせよ民間の死命を制せられる重要な法案に、多くの議員が妥協して賛成し、政府の強行突破を許して、極めて短期間に成立をみたことを強調して置かねばならない。

第二に、同法運営の仕組みが官主導であつたことである。政府は独走批判を恐れて、形式的には民間の合意を取り込むスタンスをとつた。現実には自ら準備しておきながら、民間人を参加させる委員会形式を提案し、反対を緩和させる作戦であつた。委員会構成を巡る議員の主張は、官主導型の統制推進に対する議員側からの抵抗の一つであつた。衆議院の強硬な主張で、臨時

資金調整委員会は形式上議員・民間人を多く参加させることで妥協したが、前述の委員会構成の実情が示すように、結局のところ実権は官僚の手にあり、統制立法も運営も政府の思うままに決定したのである。そして許認可権を行使する臨時資金審査員会は、絶大な権力を持つことになったが、官僚と日銀で構成され、実際は日銀がお膳立てし、民間に強制力を発揮したのである。同法が民間の自治的調整方式を組み込んだのは、民間からの反発緩和と、全部を許認可しきれないという実際的理由であるが、民間金融業者の利己的行動への議員の反発も強く、一気に直接統制論につなげる論者もいたのである。自治的調整方式でも結局は日銀が主導権を持ったから、同法の運用における日銀の大きな役割を特に強調して置かねばならない。

第三に、本稿が対象とした初期運用は、のちの運用と比較してまだ甘い段階であることに留意する必要がある。その上で、上記で考察した実態を思うに、いくつかの点が浮かんでくる。なるほど実施初期は過渡期的要素があって、申請が拒否された件数は僅かである。しかし統制が弱かったことを決して意味しない。運用が進むに連れて、下相談の段階で取り下げ、諦めての計画中止など水面下の動きを想像すれば、実態は拒否件数以上に統制が利いていたともいえよう。また、過渡期が終わると審理が厳しくなり、拒否件数自体も増加していった。

可否の次元だけでなく、一定基準以上なら、大資本も中小資本も区別なく網羅的に同法が適用されたことは画期的であり、財閥の本社や傘下企業といえども例外たり得ず、こんなことまで審理されるのかと思うほどに拘束されたことは大きな衝撃であったろう。

拒否された案件の中には、確かに不要不急といえそうなものがあることは事実であった。他に賃貸するための設備拡大、娯楽施設、設備過剰な分野への投資などは理解できるが、詳細に比較すると合格案件と拒否案件とにどれだけ内容に差があるのか大いに疑問が残る。たとえば前出のように財閥本社で合格した案件には、中小資本ならば拒否されたと思われるものもある。

要するに、拒否の根拠が不明であって、相手によって手加減が果たしてなかったのか。拒否案件から逆算すると、大企業、特に軍需関連大企業に甘く、中小資本、特に非軍需企業に厳しく適用されていたように思える。さすがに使用資料には拒否理由までは明示されていないので、これ以上は日銀内部資料に依存するほかはあるまい。

なお、先行研究に同法適用による資金集中を金額的に取り扱ったものもあるので、本稿では省略した。また、本来ならば、合格案件についても分析するつもりであったが、あまりにも多大の紙幅を要するので断念した。いかなる案件が登場したかを知れば、少なくとも当時の大企業群の投資行動の実態が判明するであろう。今後の課題である。

1)2) 前掲『日本銀行百年史』第4巻，287頁。

〔付記〕

本研究は、1996年度専修大学社会科学研究所個人研究助成による成果の一部である。